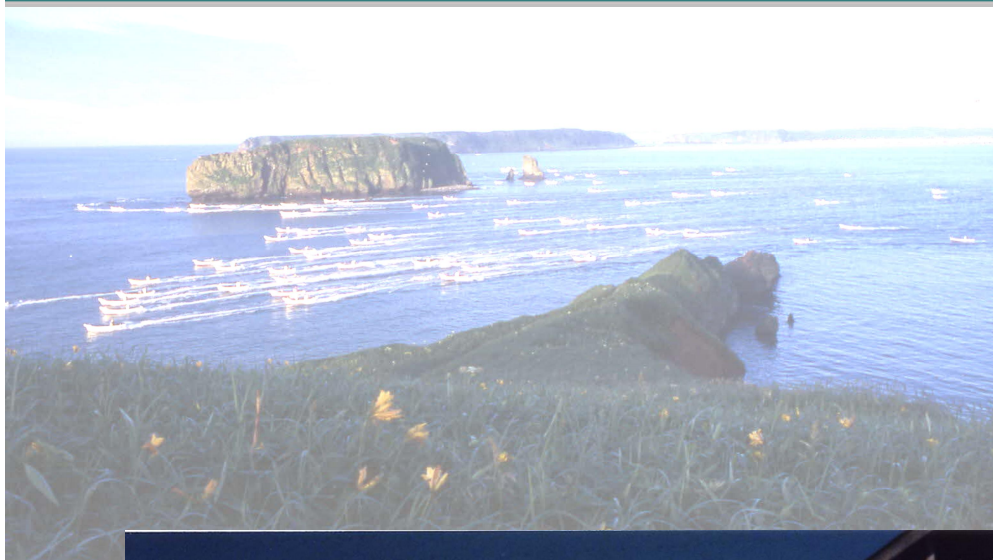


第3次浜中町環境基本計画



令和7年3月
浜 中 町

は じ め に

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ
自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

浜中町では、自然や環境の保全を目指した「浜中町環境基本条例」を平成 17 年 4 月に施行しました。この条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成 19 年 2 月に「浜中町環境基本計画」を策定し、基本目標を自然との共存と持続可能な産業発展と定め、その推進に努めてきているところです。

策定から 18 年が経過し、この間、国際社会では地球温暖化問題が強く認識されるようになり、一般世帯において、太陽光パネルをはじめとする自然エネルギーの活用が進むなど、温室効果ガス削減の取り組みが進展しています。

また、近年では、世界各地で、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの自然災害、気候変動による農作物や漁業資源への被害などが発生し、カーボンニュートラルの重要性が認識されています。

これらの課題に、より適切に対処し、また、まちづくりの最上位計画である「第 6 期浜中町まちづくり総合計画」との整合性を高めるため、「浜中町環境基本計画」の改定を行うこととしました。改定にあたっては、基本理念を継承し、関連する諸計画との調整を図り、現計画で定めている基本目標については、踏襲しつつ、必要な修正を行うこととしました。

今後も、浜中町環境基本計画に基づき、町の環境施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。この度の浜中町環境基本計画の改定にあたり、貴重なご意見やご提案をお寄せいただきました町民や関係者の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

浜中町長 齊 藤 清 隆

も く じ

序	1
第1編 総論～現状と課題～	3
第1章 浜中町環境基本計画の改定にあたって	3
第1節 地球環境の現状と課題	3
1 環境・経済・社会の現状と持続可能な地域づくりに向けて	
2 国が進める対策の方向	
3 北海道が進める対策の方向	
第2節 浜中町の環境の現状と課題	5
1 浜中町の環境保全をめぐる課題	
2 浜中町における環境政策の方向性	
第2章 計画の改定にあたっての背景	7
第1節 悪化する地球環境	7
1 地球温暖化	
1) 温室効果による地球温暖化	
2) 温暖化防止に向けた国際社会の取組	
3) 浜中町における温室効果ガス排出の現状	
2 オゾン層破壊	
1) オゾン層破壊の影響と現状	
3 森林の保全	
1) 地球規模で進む森林破壊	
第2節 浜中町をとりまく環境の現状	10
1 浜中町のおいたちと概略	
1) 人口の推移	
2) 産業の推移	
2 浜中町の環境の現状	
1) 浜中町の自然保護区	
2) 浜中町の動植物	
§ 1 注目すべき野生植物	
§ 2 注目すべき野生動物	
3) 特徴的な自然環境	
§ 1 霧多布湿原	
§ 2 嶮暮帰島・小島	
§ 3 霧多布岬	
第2編 各論～環境に配慮したまちづくりの基本方針～	22
第1章 安心で安全な生産品を生み出す第一次産業の町、環境と産業 が共存する町を目指して	22
第1節 現状と課題	22
1 基幹産業と森林資源	
2 河川環境の現状と課題	

1)	河川の概要	
2)	河川の水質	
3)	河川の水生生物	
4)	河川環境の保全	
第2節	主要な施策	26
1	環境と共存した産業の推進のために	
1)	農村地区を流れる河川の環境浄化を目指して	
2)	豊富な生産を維持する沿岸環境の創造を目指して	
2	不法投棄の無いクリーンな生産環境と浜中町らしい景観の維持を目指して	
1)	不法投棄、不法焼却の防止とごみの排出抑制	
2)	酪農業と漁業を活用した新たな産業の創出	
3)	環境に配慮した森林の育成	
第2章	住み良い浜中町の生活環境の創造を目指して	30
第1節	現状と課題	30
第2節	主要な施策	30
1	良い生活環境を維持するための施策の推進	
1)	ごみ問題の無いまちづくり	
2)	景観に配慮したまちづくり	
3)	浜中の自然を背景にした安心・安全な浜中の食と味の保護	
4)	環境に対してだれでも、何でも発言できる仕組みを持ったまちづくり	
5)	エネルギーを大切にするまちづくり	
2	人間と自然の良い関係を築き上げるための施策の推進	
1)	自然環境の適正な利用	
2)	生活に根ざした環境教育の推進	
3)	自発的な環境保全活動を支える人材・団体等との連携・協力	
4)	環境教育・観光振興に関する拠点づくり	
3	良好な自然環境の保全と貴重な野生動植物を保護するための施策の推進	
1)	多様な動植物や希少種の保護	
2)	貴重な自然環境や遺産等の保全	
第3章	一人ひとりが環境保全を自らの事としてとらえる意識の啓発	37
第1節	現状と課題	37
第2節	主要な施策	37
1	環境教育の推進	
1)	学校における環境教育の推進	
2)	地域における環境教育の推進	
3)	家庭における環境教育の推進	

2 意識を変えるための具体的活動

- 1) 環境に配慮した活動を推進するための施策
- 2) 環境配慮型の事業活動の推進

第3編 環境保全・創造に向けた浜中町民、事業者、行政が守るべき

行動指針	40
1 町民が配慮すること	40
2 事業者が配慮すること	41
3 行政が配慮すること	42
環境に関する各団体の活動状況について	43
計画改定組織体制等	44
浜中町環境基本条例	45

(コラム1)

【環境保全とは?】

環境省によると、環境保全とは「事業者等の事業活動により環境に加えられる影響で、環境保全上の支障の原因となるおそれのある環境負荷の低減のための取り組み」と定義されています。具体的には、以下のような活動です。

- ①事業者等の事業活動による地球全体の温暖化又はオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全のための取組
- ②公害などの環境保全上の支障のうち、事業者等の事業活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる公害の防止のための取組
- ③天然資源の使用削減、再利用、リサイクル等（水を含む）のための取組
- ④その他、事業者等の事業活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのある環境負荷の低減のための取組



(出典：環境省)

序

1 趣旨

この計画は、平成 17 年（2005 年）4 月より施行された浜中町環境基本条例第 9 条の規定を受け策定される環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。あわせて、令和 2 年度に策定した第 6 期浜中町まちづくり総合計画「笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ 自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか」の環境保全等に関連する個別計画として位置付けています。

かけがえのない本町の自然環境を保全し、高品質の牛乳を生産する酪農業や、我が国有数の生産量を誇る昆布漁業など、第一次産業の良好な発展に寄与すべく策定するものです。

浜中町環境基本条例の基本理念

- ・環境の保全及び創造は、町民が健康で快適な生活を営む上で必要とする環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公正な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築するため、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、浜中町の卓越した景観を維持・向上させることに配慮されなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、人類共通の課題である地球環境保全も、町民の健康で快適な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 名称及び期間

この計画は「浜中町環境基本計画」と称し、計画期間は令和 7 年（2025 年）度から令和 16 年（2034 年）度までとします。第 6 期総合計画、さらに今後策定が予定されている第 7 期総合計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを行います。

3 運用体制

この計画は、本町の環境保全政策の基本的な方向性を定めるもので、行政においてはこの趣旨に沿って各事業を展開します。なお、計画の見直し等に関する重要事項は課長会議等で検討し、浜中町環境審議会において審議、決定します。

4 第3次環境基本計画の概要

「第1編 総論～現状と課題～」では、国や北海道、本町における環境問題の現状と課題、今後の施策の方向性について概略を説明し、本町における環境政策の基本方針を明確にしていきます。

「第2編 各論～環境に配慮したまちづくりの基本指針」では、第1編で示された現状と課題、町民意識などをもとに「産業と環境」、「生活と環境」、「教育と環境」をキーワードに、施策策定の際の基本指針を示していきます。

「第3編 環境保全・創造に向けた浜中町民、事業者、行政が守るべき行動指針」では、町民、事業者、町の環境配慮活動指針を策定し、常に環境に配慮する土台とすることを示していきます。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むために、世界各国の政府や企業を含めたあらゆる立場の人々が解決すべき目標として設定されました。「貧困をなくそう」「気候変動に具体的な対策を」などの17の目標と、それらの目標を実現するための169のターゲットで構成されています。

本書では、それぞれの方針について関連するSDGsの主な目標を併記しました。



第1編 総論～現状と課題～

第1章 浜中町環境基本計画の改定にあたって

第1節 地球環境の現状と課題

1 環境・経済・社会の現状と持続可能な地域づくりに向けて

WEF¹が公表した「グローバルリスク報告書 2024」では、今後 10 年間に直面する最も深刻な 10 のリスクのうち、異常気象、地球システムの危機的変化、生物多様性の損失、天然資源の不足、汚染の 5 つの環境関連リスクが占めており、環境問題が人類の「経済」「社会」の最も重大なリスクになると分析しています。

近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではないという認識を世界に定着させました。平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 のゴールが設定されました。「SDGs のウェディングケーキモデル」では、「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会問題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。

1.5℃目標達成を目指し、2050 年ネット・ゼロ²の実現に向けた世界の取り組みが進む中、環境と経済成長や産業競争力との関連性は急激に強まっています。我が国においても、2050 年カーボンニュートラル宣言を機に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）に基づき、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（GX）³関連の施設の導入・実施が加速化し、今後 10 年間で 150 兆円超の GX 投資を官民で実現していくこととしています。企業においても、ESG 投資⁴の拡大等の取り組みが浸透し、気候変動や生物多様性の損失等はリスクであるとともに、ビジネスチャンスあるいは国際的なビジネスを成功させるための必須条件であるという認識が広がり、環境問題を含む社会問題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活性化しており、経済活動において環境問題は切り離せない問題となっています。（令和 6 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書 引用）

¹WEF（世界経済フォーラム） 経済、政治、学究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関。

²ネット・ゼロ 温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスを取り、正味の(net)排出量をゼロにすること。

³グリーントランスフォーメーション（GX） 化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する取り組みのこと。

⁴ESG 投資 ESG とは、「環境（Environment）」「社会（Social）」「ガバナンス（Governance）」の頭文字を取ったもので、一般的な投資では、経営成績や財務状態を示す「財務諸表」をもとに企業を評価することがほとんどですが、「財務諸表」だけではなく、環境・社会・ガバナンスの「非財務情報」も考慮したうえで企業を判断する手法。

2 国が進める対策の方向

環境基本法第1条の規定を、現在の文脈において捉え直すと、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」（以下「ウェルビーイング/高い生活の質」という。）であり、また、人類の福祉への貢献でもあります。前提として、人類の活動が地球の環境収容力の限界を超えつつある状況において、現在及び将来の国民の生存に係る「健康で文化的な生活の確保」が必要条件であることは言うまでもなく、また、人類の福祉への貢献なくしては「ウェルビーイング/高い生活の質」も成立しません。

現下の危機の下、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わり、現代の経済社会システムの在り方が人類の存続の基盤である環境・自然資本の安定性を脅かしつつある状況において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、環境収容力の範囲内で経済社会活動が営まれ、さらには良好な環境が創出されるようにしていく必要があります。このため、ネイチャーポジティブ⁵の考え方にに基づき、経済社会システムに適切な環境配慮と環境が改善されていく仕組み（計画など早い段階からの環境配慮の組み込み、環境価値の市場における適切な評価等）が織り込まれる必要があります。環境的側面から持続可能であると同時に、それが、経済・社会の側面においても健全で持続的で、全体として「ウェルビーイング/高い生活の質」につながる経済社会システムが求められます。持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要です。

（第六次環境基本計画 引用）

3 北海道が進める対策の方向

北海道では、平成10年（1998年）に環境基本計画を策定し、その後平成20年（2008年）には第2次計画、平成28年（2016年）には第2次計画改定版を策定し、長期的な目標や施策の基本的事項を示したうえで、地球環境の保全、循環型社会の形成、自然との共生、安全・安心な地域環境の確保など、環境保全の取り組みを進めてきました。

第3次となる環境基本計画では、長期的な目標として、令和32年（2050年）頃を展望した、北海道の環境の将来像を示すとともに、今後の施策の基本的事項として、SDGsの考え方も踏まえた環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方や分野横断の取り組み、分野別の施策の基本的な方向性、道民、事業者といった各主体による取り組みの方向性などを示し、「循環と共生を基調とし、環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」を目指しています。

令和6年（2024年）11月には、国内外の生物多様性に関する状況の変化や国の新たな生物多様性国家戦略の策定を踏まえ、「北海道生物多様性保全計画」を見直し、本計画を策定しました。本計画における令和12年（2030年）までに達

⁵ネイチャーポジティブ 自然生態系の損失を食い止め、プラスに反転させていくことを意味する言葉で、生物多様性や自然資本の観点から、社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指す概念。

成すべき中期目標を、「生物多様性国家戦略 2023-2030 が目指すネイチャーポジティブの実現の貢献を視野に、自然とのつながりの重要性を実感し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の損失の低減と回復の増進を図る」としています。

(第3次北海道環境基本計画 引用)

(北海道生物多様性保全計画 第2次計画 引用)

第2節 浜中町の環境の現状と課題

1 浜中町の環境保全をめぐる課題

私たちの住む浜中町は、霧多布湿原をはじめとした豊かな自然環境を背景に、酪農業と漁業の町として発展してきました。基幹産業の一つである酪農業は、湿原背後の根釧台地で営まれており、高品質の原料乳を生産しています。また沿岸海域では、主に昆布漁が行われており、我が国有数の生産量を誇っています。このように、本町は第一次



昆布の水揚げ

産業を主体とした産業構造を成しており、地域経済は、自然環境の状況に大きく影響されているといえます。つまり、産業と自然環境の関係を良好に保つことは、本町特有の重要な課題といえます。

霧多布湿原はハンモック⁶が良く発達した湿原であることや泥炭地が特徴付けるような植物が広く分布していることとともに、ガンカモ類等の渡り鳥の重要な飛来地となっていることが評価され、ラムサール条約⁷登録湿地にも指定されています。また、厚岸霧多布昆布森国定公園の一角をなし、自然環境が優れている点が重視されていることから、私たちの責務として後世に残していかななくてはならない環境です。

本町の暮らしでは、都会では得られないものがあります。さわやかな空気、静かな環境、広々とした景色など、いずれも浜中町でしか得ることができません。このような環境は何にも代え難い貴重なもので、町民が環境から受ける恩

⁶ハンモック ミズゴケが優占する湿原に特徴的に現れる微地形であり、ミズゴケが小ドーム状に盛り上がって密生することで形成される。ミズゴケ球塊、ブルテともいう。

⁷ラムサール条約 正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年（昭和46年）に採択、1975年（昭和50年）に発効し、日本は1980年（昭和55年）に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する同植物の保全、適正な利用を推進することを目的としている。令和6年11月現在、わが国では53カ所の湿地が登録されている。

恵の中で最も実感できるものの一つです。

国の第六次環境基本計画では、地域ならではの自然とそこに息づく文化・産業を生かした持続的な地域づくり等を推進する中で、各地域の自然が有する価値を再認識し、人と自然のつながりの再構築、人間性及び感受性の回復、健康増進、子どもの健全な発育等を推進することも重要であるとされています。これらの観点からも、霧多布湿原や周辺の森、美しい海岸線等を保全していく必要があります。また、地方における現代的な環境問題を解決するためには、一人ひとりの意識改革や生活スタイルの見直しなど、根本となる原因を探っていかねばならず、そのためには、教育、福祉、生活の観点からそれぞれ環境問題を考え、対策を検討する必要があります。

2 浜中町における環境政策の方向性

広範な地球環境問題から、本町の環境の保全及び創造を検討するにあたって最も配慮しなければならないのは、「安心して安全な第一次産業の創出と産業活動及びその基盤となる森・川・湿原・海のつながりを一体とした生態系の保全と環境の共存」、「霧多布湿原や奇岩絶壁の並ぶ海岸線や広大な農村景観など、田舎らしい生活環境の保全」、「無駄を省き、資源の有効利用を図る循環型社会への取組」、「一人ひとりが環境保全を自らの事としてとらえる意識の啓発」、「美しい町・心地良い町・楽しい町を創造する」、以上5点です。

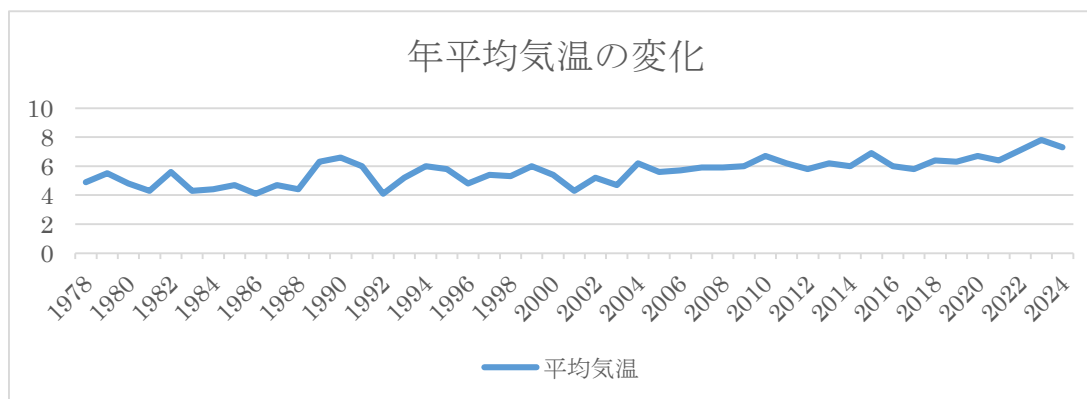
浜中町環境基本計画では、この5点を、浜中町環境基本条例で定めた基本方針に従い施策の立案を進めました。



アゼチの岬

(コラム2) 【浜中町の年平均気温の変化をみましょう】

2024 年の浜中町の年平均気温は 7.3℃でした。過去最高を記録した 2023 年は年平均気温 7.8℃でした。下表のとおり年平均気温は徐々に上昇しています。



第2章 計画の改定にあたっての背景

第1節 悪化する地球環境

1 地球温暖化

1) 温室効果による地球温暖化

温室効果とは、太陽からのエネルギーで暖められた地球が放射する熱を大気中の CO₂ などの温室効果ガス⁸が吸収し、再び地表に戻すこと（再放射）をいいます。これにより、地球の平均気温は 15℃前後と、生物が生きるのに適した環境に保たれてきました。しかし、産業革命以降、化石燃料を大量に燃焼させるなど、人の活動に伴って排出される CO₂ 量が急速に増えたため、近年は大気中の CO₂ 濃度が上昇し続けています。2023 年に公表された IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書⁹においては、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地はない。」と明記されました。人為的な気候変動は、すでに世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象¹⁰に影響を及ぼしております。このことは、自然と人々に対し広範囲な悪影響、及び関連する損失と損害をもたらしていることから、温室効果ガス排出量削減

⁸温室効果ガス 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

⁹IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書 IPCC は、世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により 1988 年に設立された政府機関組織であり、195 の国と地域が参加している。第 6 次評価報告書は自然科学的根拠（WG1）、影響・適応・脆弱性（WG2）、気候変動の緩和（WG3）に関する 3 つの作業部会による報告書と、それらの知見を統合した報告書。

¹⁰極端現象 大雨、熱波、干ばつ、台風やハリケーンなど、まれに起こる気象現象。

の取り組みは全世界規模で最重要かつ喫緊の課題となっています。

2) 温暖化防止に向けた国際社会の取組

平成 17 年（2005 年）2 月に京都議定書¹¹が発効し、国際法に基づいて我が国も温室効果ガスの排出削減が義務となりました。京都議定書は、平成 9 年（1997 年）12 月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約¹²第 3 回締約国会議（COP3）」で、温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な数値約束を定めたものです。平成 27 年（2015 年）12 月にはフランスのパリにおいて第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定¹³が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものとなっています。平成 30 年（2018 年）に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3) 浜中町における温室効果ガス排出の現状

令和 5 年（2023 年）度に策定した浜中町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においては、本町における令和元年（2019 年）度の CO₂ 排出量は 89.12 千 t-CO₂/年となっており、現状のまま追加的な排出抑制対策を講じない状態で推移すると、2030 年度 92.71 千 t-CO₂/年、2050 年度 96.40 千 t-CO₂/年と増加していくと推計されています。一方、「2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」（国立環境研究所）の見込みをもとにした省エネモデルによる推計では、2030 年度 79.02 千 t-CO₂/年、2050 年度 64.76 千 t-CO₂/年と減少していく結果となっています。

¹¹京都議定書 1997 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの具体的内容を盛り込んだ。2005 年 2 月に発効。

¹²気候変動に関する国際連合枠組条約 一般的に気候変動枠組条約と呼ばれる。地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため 1992 年（平成 4 年）5 月に採択され、1994 年（平成 6 年）3 月 21 日に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種義務を課している。

¹³パリ協定 京都議定書に変わる新たな国際的枠組み。2015 年 12 月、パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において取り交わされた協定。世界の平均気温上昇を 2.0 度未満に抑えるなどの具体的な数値目標や各国の削減目標を 5 年ごとに見直しを図ることなどを盛り込んでいる。

世界規模で進行している地球温暖化の中で、本町のような地方自治体の果たす役割は大きいと考えられ、一般家庭や事業所などにおける省資源・省エネの取組を推進するとともに、森林や緑地の機能をより一層充実させること。また、再生可能エネルギーの利用も含めた温室効果ガス排出量削減に努める必要があります。

2 オゾン層破壊

1) オゾン層破壊の影響と現状

クロロフルオロカーボン¹⁴、ハイドロクロロフルオロカーボン¹⁵、ハロン¹⁶、臭化メチル¹⁷等のオゾン層破壊物質によりオゾン層が破壊されていることが明らかになっています。オゾン層が破壊されると地上に到達する有害な紫外線が増加し、皮膚ガンや白内障等の健康被害を発生させるおそれがあるだけでなく、植物やプランクトンの生育の阻害等を引き起こすことが懸念されていました。（平成 17 年度版環境白書より）

オゾン層の破壊を防止するため、モントリオール議定書¹⁸に定められたスケジュールに沿った措置が世界的レベルで実施された結果、現在はフロンガスの排出量は減少し、オゾン層は徐々に回復しつつあります。国連環境計画によると、2050 年頃までにオゾン層はほぼ完全に回復する見通しです。

3 森林の保全

1) 地球規模で進む森林破壊

世界の森林は、陸地の約 30%を占め、面積は約 40 億 ha に及びますが、平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）にかけ、年平均 470 万 ha の割合で減少しました。つまり、本町の約 1/3 の面積の森林が、1 日で消失していることになります。特に、熱帯林が分布するアフリカ地域、南アメリカ地域、及び東南アジアで森林の減少が続いています。

一方、日本の森林面積は横ばいで、令和 4 年度（2022 年）の時点では面積 2,502

¹⁴クロロフルオロカーボン いわゆるフロン的一种。冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層破壊物質でありモントリオール議定書の削減規制物質である。また、強力な温室効果ガスである。

¹⁵ハイドロクロロフルオロカーボン いわゆる代替フロン的一种。オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。

¹⁶ハロン 主に消化剤として使用される。オゾン層破壊物質でありモントリオール議定書の削減規制対象物質である。温室効果ガスでもある。

¹⁷臭化メチル 主に土壌くん蒸や農産物の検疫くん蒸に使用される。オゾン層破壊物質でありモントリオール議定書の削減規制対象物質である。

¹⁸モントリオール議定書 国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質が含まれる生産物等の規制を定めたもの。1987 年（昭和 62 年）に採択された。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで 5 回にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われている。

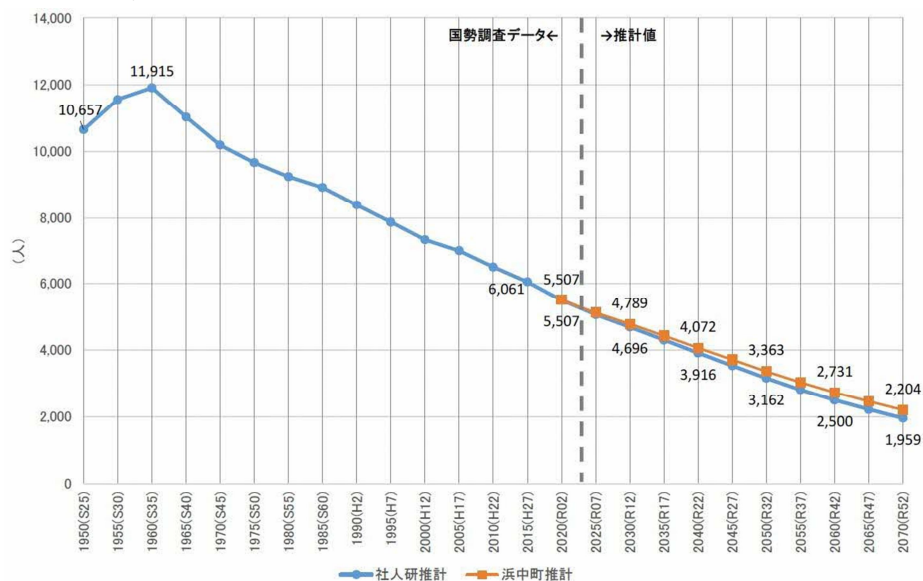
万ha、材積 55.6 億 m^3 となっています。国の森林・林業基本計画では、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えていることなどを背景に、森林を適正に管理しつつ、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上と 2050 年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長¹⁹の実現を目指す方針を掲げており、森林のもつ水質浄化や水源涵養、CO₂の吸収等の公益的機能など多面的な観点も含めた造林や森林の適正な管理を目指しています。

日本の林業従事者は、長期的には減少傾向にあります。人工林を整備し有効な利用を進めるため、林業従事者の所得と労働安全の向上などの施策を展開したことで、平成 29 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）にかけては横ばいに転じています。また、世界規模で進む森林の荒廃を復元するために、国連森林フォーラム²⁰第 6 回会合（UNFF 6）で合意された事項について国際協力を進めるとしています。

第2節 浜中町をとりまく環境の現状

1 浜中町のおいたちと概略

1) 人口の推移



図ー1 国勢調査による浜中町の人口の推移と今後の推計

元禄 14 年（1701 年）に松前藩のキリタツ場所が開かれたのが本町の始まりです。明治 2 年（1869 年）7 月に函館に開拓使が設置され、蝦夷は北海道と改め

¹⁹グリーン成長 自然資産が今後も我々の健全で幸福な生活のよりどころとなる資源と環境サービスを提供し続けるようにしつつ、経済成長及び開発を促進していくこと。

²⁰国連森林フォーラム（UNFF） 2006 年（平成 18 年）の第 6 回会合において、世界の持続可能な森林経営を推進するための今後の国際的枠組みの強化について議論が行われ、2015 年の第 11 回会合では、2030 年までの戦略的計画等を策定し、実施状況をレビューすることや、これまでの促進プロセスを「世界森林資金促進ネットワーク」に改称し、既存の資金や新たな資金メカニズムへのアクセス向上を促進することなどが合意された。

られましたが、この時から本町は佐賀藩の支配地となりました。同藩では12戸の農工民を移住させ、この人達が本町における定住のはじめとなりました。

その後、明治39年（1906年）4月1日に二級町村制の適用を受け、霧多布、榑町、浜中、琵琶瀬、散布、後静の一町五村が合併し浜中村となりました。この頃の人口は、3,000人をようやく上回る程度でした。その後、第一次世界大戦が勃発し、火薬の原料となるヨード、塩化カリの製造が急激に盛んになり、大正5年（1916年）には戸数1,000戸、人口5,000人を超え、大正8年（1919年）6月1日、一級町村制の適用を受けました。その後、昭和初期にかけて人口は右肩上がりで増加しました。国勢調査によると、昭和35年（1960年）の人口は11,915人ですが、以降減少の一途をたどり、令和2年（2020年）では5,507人となっております（令和6年12月末5,246人）。また、浜中町人口ビジョン（令和7年3月）による推計では、今後も人口減少が続く予想となっています。

2) 産業の推移

大正6～7年（1917～1918年）に豊富な経験があり模範となるような農家が2戸、さらに大正12年（1923年）以降に多くの許可移民が入植し、本町の農業の礎が築かれました。そして、昭和31年（1956年）には茶内原野を中心として高度集約酪農地域の指定を受け、本格的な農業経営がはじまり、さらに昭和44年（1969年）からは国営総合農地開発事業がスタートしました。現在は、各種の事業により農業経営基盤の整備が進められています。

また、乳質、土壌飼料等の分析を行う酪農技術センターを活用し、科学的根拠に基づく酪農経営や新規就農者研修牧場を核に農業者の技術向上と新規就農を促進するなど、地域の空洞化を防止する対策が浜中町農業協同組合を中心に実施されており、高品質な生乳の生産地としての礎を築いています。

平成15年（2003年）度より国営環境保全型かんがい排水事業により、家畜排せつ物処理施設や河畔林整備などに着工し、食糧の生産・供給基地としての役割と自然との共生を図りながら、豊かな酪農郷を目指しています。しかし近年は、ウクライナ紛争、円安などの影響から飼料価格などが高騰し、経営環境は厳しい状況となっています。

本町の林業は、明治期より行われていたものの、初期はあまりふるわず、わずかに漁民が建材、船材、薪炭材として伐採を行っていた程度でありましたが、明治後半になると商品として極めて有効となってきました。漁民にとって、背後の丘陵地の豊富な木材は生活にとって重要で、煮炊きや暖房、水揚げした鰯の粕たきの燃料、ヨード原料となる昆布等を加工する際の燃料等、あらゆる燃料として薪が使われました。大正時代までは、このような薪材が林産物の代表でしたが、次第に角材や丸太の生産が中心になっていきました。

昭和初期までは伐採一辺倒でしたが、昭和9年以降、北海道より苗木が交付されるようになり、昭和14年（1939年）には森林法が改正され、造林が林業の主要な課題となってきました。近年、国産の木材供給量が増加傾向にあり、平成22年（2010年）の国勢調査では4名しかいなかった林業人口は、令和2年（2020年）の国勢調査では11名になっています。一方、本町は、樹木の生育に厳しい気候であり、植林地での樹木の成長があまり芳しくなく、林業生産は極めて低いのが現状です。

漁業は沿岸の昆布漁を主体に発展してきました。漁業関係のインフラ整備としては、昭和 22 年（1947 年）霧多布港の築設工事に着手し、昭和 29 年（1954 年）には散布地区が魚田開発基地の指定を受けました。近年、サケ・マスやサンマの不漁、漁獲される魚種が変わってきているなど漁業は大きな転換期を迎えています。昆布漁を中心とした沿岸漁業やウニ・アサリなどの栽培漁業、前浜・湖沼などを活用した資源の増大と気候変動に起因すると思われる赤潮などの予期せぬ漁業被害への対策を模索しながら、海を耕し、つくり育てる漁業の振興を図っています。また、「浜中養殖うに」が地理的表示（GI）保護制度²¹に登録されるなど、国内外におけるブランド力の向上に努めています。

表－1 産業別就業人口

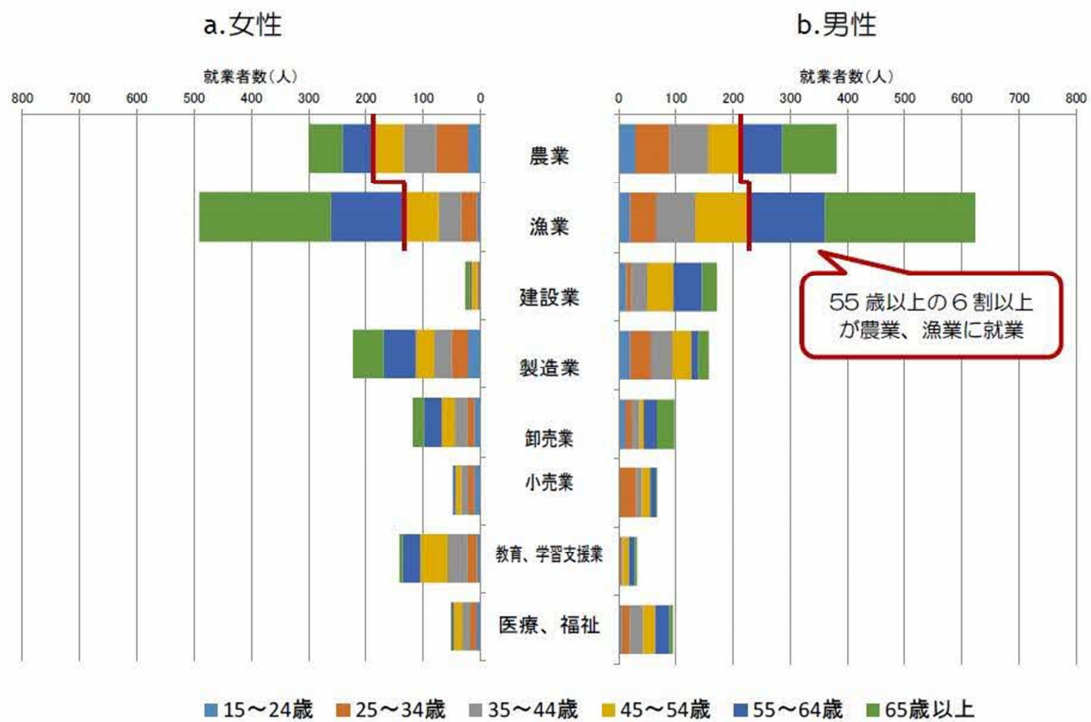
（国勢調査より）

分 類	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総 数	4, 492	4, 280	4, 018	3, 743	3, 636
第一次産業	2, 336	2, 233	2, 042	1, 887	1, 827
農 業	698	695	663	642	691
林 業	2	5	4	5	11
漁 業	1, 636	1, 536	1, 375	1, 240	1, 125
第二次産業	588	594	654	613	587
鉱 業	25	19	3	3	2
建 設 業	313	263	227	194	200
製 造 業	250	312	424	416	385
第三次産業	1, 566	1, 453	1, 322	1, 243	1, 222
卸売・小売業	445	383	354	304	302
金融保険運輸通信等	133	98	108	113	103
サ ー ビ ス 業	739	759	682	647	639
公 務	249	213	178	179	178

（注）平成 17 年度国勢調査から産業分類が変更となりましたが、過去の集計結果の推移等を参考にするため、平成 17 年からの産業別就業人口については国勢調査集計結果を過去の産業分類に沿って記載しています。

²¹地理的表示（GI）保護制度 その地域ならではの自然的、人文的、社会的な中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度。

表－2 男女別産業別年齢構成



(令和7年3月版浜中町人口ビジョン 抜粋)

(コラム3)

【気候変動における適応と緩和】

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」があります。(出典：気候変動情報プラットフォーム)



2 浜中町の環境の現状

1) 浜中町の自然保護区

表－3 浜中町の自然保護区

自然保護区の種別と名称		面積	指定年月日
ラムサール条約登録湿地	霧多布湿原・火散布沼・藻散布沼	2,504ha	平成5年6月10日
国指定厚岸・別寒辺牛霧多布鳥獣保護区	特別保護地区	9,039ha (町外分含む)	平成24年10月1日
天然記念物	霧多布泥炭形成植物群落	803.46ha	大正11年10月12日
厚岸霧多布昆布森 国定公園	特別保護地区	713ha	令和3年3月30日
	第1種特別地域	852ha	
	第2種特別地域	1,512ha	
	第3種特別地域	5,180ha	
	普通地域	2,625ha	
北海道有林	アカエゾマツ保護林	4.96ha	昭和31年 (保存林指定) 昭和50年 (保護林指定)
	シロエゾマツ保護林	17.60ha	昭和31年 (保存林指定) 昭和50年 (保護林指定)
	イチイ保護林	1.76ha	昭和31年 (保存林指定) 昭和50年 (保護林指定)

浜中町を代表する自然環境は霧多布湿原といっても過言ではありません。その重要性や希少性から、自然環境を保全するための各種自然保護区は、霧多布湿原を中心に設定されています。

最も古くから設定されている保護地区は、国指定天然記念物「霧多布泥炭形成植物群落」で、大正11年(1922年)10月12日に指定を受け、区域の変更を経て、現在は803.46haが指定されています。ハンモックがよく発達し、泥炭地特有の植生が見られることが指定の理由となっています。

浜中町から厚岸町、釧路町にかけての海岸線を中心とした広い範囲が「厚岸霧多布昆布森国定公園」に指定され、その面積は浜中町内の10,882haを含めた32,566haとなっています。

本町に広がる森林の多くは、トドマツやアカエゾマツ等の人工林ですが、原始の姿を留めた原始林もあり、それぞれ保護林として指定されています。エゾマツの変種といわれているシロエゾマツ、まとまって生えていることが珍しいイチイ、また天然林としては数の減っているアカエゾマツがそれぞれ昭和31年(1956年)に保存林、昭和50年(1975年)に保護林として北海道から指定されています。

2) 浜中町の動植物

§1 注目すべき野生植物



クシロハナシノブ

本町には霧多布湿原や霧多布岬、アゼチの岬等、野生植物にとって多様で特徴的な生育立地が数多く残されています。また、寒冷な気候の影響もあって、高山植物等、本州では平地でなかなか見ることが出来ない植物が数多く生育しています。特に「霧多布泥炭形成植物群落」は、ミズゴケ泥炭地特有の植生やハンモック、ホロー²²といった特徴的な微地形が認められ、大正11年(1922年)に国の天然記念物に指定されています。全体的に植物相は多様で、甲斐¹⁾が取りまとめた結果では675種、志田²⁾は710種を文献や現地で確認しています。

この中には、多くの貴重な植物が含まれており、環境省が定める絶滅のおそれのある野生生物のリストに掲載されている種も多く生育しており、その取り扱いには細心の注意を払わなければなりません。しかし、本町における希少種の分布や

その生育状態の評価はこれまであまり行われておらず、どのような種に保護の必要性があるのか分かっていませんでした。

そこで、北海道大学総合博物館高橋英樹博士に調査を依頼し、本町における希少植物の分布とその生育環境の評価等を現地調査及び文献調査等によって行っていただきました。

下記に列記する種は、高橋博士の調査の結果、本町に分布する植物種の内、特に取り扱いを注意すべきものと判断されたものです。

文献)

- 1) 甲斐美弥子(2002) 浜中の植物相. 環境教育研究 5 : p33-46
- 2) 志田裕一郎(2003) I 植物. 2003年霧多布湿原生き物リスト : p1-24. 特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト

²²ホロー ハンモックとハンモックの間の凹地となった部分。ハンモックが成熟し盛り上がりピークに達するとミズゴケの成長は止まり、逆に凹地になったホローが適湿となりミズゴケの発達が促される。その結果、ホローが逆にハンモックへと成長することとなり、このサイクルを「ハンモックーホローサイクル」という。

表－４ 注目すべき野生植物一覧

○カラクサキンポウゲ <i>Ranunculus gmelinii</i> 絶滅 湿地生のキンポウゲ属植物で、水中でも生育する。日本では霧多布湿原からしか報告がないようであり、再確認できず絶滅したものと考えられている。北海道大学には 1968 年 7 月 15 日に霧多布湿原で採取された標本が残っている。樺太には分布していたが千島列島に分布はなく、氷河期に樺太ルートで南下した北方種と推定される。 ○イヌイトモ <i>Potamogeton obtusifolius</i> 絶滅危惧ⅠA類²³ 水生のヒルムシロ属植物で、日本では道東低地の湿原のみから知られている。霧多布湿原からは國井ら（1997）によって報告されたが、その後は確認されておらず現状は不明である。もともと稀と記録されているので、水生植物に特化した調査を行わないと現状は把握できないだろう。道東の湿原を特徴付ける種である。 ○アツモリソウ <i>Cypripedium macranthum</i> var. <i>speciosum</i> 絶滅危惧Ⅱ類²⁴ ラン科アツモリソウ属の一種。花が目立ち山草としての価値が高いため、各地で盗掘され野生個体は大変少なくなっている。道東では海岸段丘上の海岸草原に生えるようだが、生育地情報が広がるとすぐに盗掘されるそうである。このため自生地の保護管理は大変難しい。自生地への立ち入り制限などの措置が取れない限り、情報は公開できない。これらの理由から町の重要植物種とするには慎重な検討が必要であろう。 ○クリイロスゲ <i>Carex diandra</i> 絶滅危惧Ⅱ類 本州から北海道の中間湿原の水中に群生するとされているスゲ属植物。特に道東を特徴付ける種ではないようである。それほど多いものとは思えない。 ○ヒメミズトンボ <i>Habenaria yezoensis</i> 絶滅危惧Ⅱ類 本州と北海道の湿原に分布するラン科ミズトンボ属の一種だが少ない。これも道東を特徴付ける種類ではない。 ○ネムロホシクサ <i>Eriocaulon glaberrimum</i> 絶滅危惧Ⅱ類 ホシクサ科ホシクサ属の一種で湿生の一年草。道東の固有種とされているが、ホシクサ属の種概念には異論がある。多数の小種に分ける見解もあるが、近縁種のクシロホシクサとの区別を疑問視する考えもあり、分類学的な検討が必要である。志田ら（2004）により現地確認されている。 ○ヒンジモ <i>Lemna trisulca</i> 絶滅危惧Ⅱ類 水生のウキクサ科アオウキクサ属の一種で水面に浮遊する植物。北海道と本州中部の各所にあるが、水環境の悪化とともに減少しているとされる。國井ら（1997）によって報告されたが、志田ら（2004）では現地確認されていない。特に道東を特徴付ける種類ではない。 ○キンセイラン <i>Calanthe nipponica</i> 絶滅危惧Ⅱ類 ラン科エビネ属の一種。やや暗い林縁などに生えるが、もともと少ない上に、盗掘もされるようである。アツモリソウと同様に、保護管理が難しい種と言える。道東地域を特徴付ける種類ではない。

²³絶滅危惧ⅠA類 環境省が公表しているレッドリスト・レッドデータブックで、絶滅のおそれの高さを表すカテゴリーの一つで、ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種。

²⁴絶滅危惧Ⅱ類 環境省が公表しているレッドリスト・レッドデータブックで、絶滅のおそれの高さを表すカテゴリーの一つで、絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

(前ページ表－４の続き)

○エゾハコベ *Stellaria humifusa* 絶滅危惧ⅠＢ類²⁵

道東釧路・根室地方の沿岸塩湿地に生えるナデシコ科ハコベ属の一種。志田ら（2004）でも現地確認されており、浜中町での産地は少なくないと思われるが、開発されやすい立地のため絶滅の危険性が高い。立地の保全が重要である。

○トモシリソウ *Cochlearia oblongifolia* 絶滅危惧Ⅱ類

アブラナ科トモシリソウ属の植物で、道東の海岸岸壁に生える。志田ら（2004）でも現地確認しておらずおそらく産地は少ないと思われる。しかし立地そのものが開発されにくい場所であるので絶滅の危険性はそう高くないと思われる。但し、港湾整備などでは注意が必要である。

○クシロハナシノブ *Polemonium caeruleum* ssp. *campanulatum* var. *paludosum* 絶滅危惧Ⅱ類

湿原の縁に生えるハナシノブ科ハナシノブ属の植物で、現在はキョクチハナシノブの変種とされる。志田ら（2004）でも現地確認しているので、浜中町での産地はそれほど少なくないと思われる。今後、盗掘に対する監視が必要であろう。道東の釧路・根室地域の低地湿原を特徴付ける種類と言える。

○ヒメウシオスゲ *Carex subspathacea* 準絶滅危惧²⁶

道東釧路・根室地方沿岸の塩湿地に生えるスゲ属の一種。志田ら（2004）で現地確認しているので、エゾハコベと同様に、産地は希ではないが、開発されやすい立地である。不用意な開発がされないような監視が必要である。

○シロミノハリイ *Eleocharis margaritacea* 絶滅危惧Ⅱ類

本州北部と北海道の湿原に希に生えるカヤツリグサ科ハリイ属の植物。志田ら（2004）でも現地確認できていない。

これをみると、霧多布湿原を中核とした低地湿原（高層湿原～池塘）に自生する植物に絶滅の危険性の高い種類が見られます。イヌイトモ、クリイロスゲ、ヒメミズトンボ、ネムロホシクサ、ヒンジモ、クシロハナシノブ、シロミノハリイがその例です。これらの内、イヌイトモ、クリイロスゲ、ヒメミズトンボ、ヒンジモ、シロミノハリイについては産地や個体数についての現状調査、ネムロホシクサについては分類学的な研究が必要です。

§2 注目すべき野生動物

本町には全国的にも希な野生動物が数多く生息しています。タンチョウやトウキョウトガリネズミはその代表的な例で、本町がその生息地であることは全国的にも有名であり、その保護は国や北海道により厳重に行われているところです。これら以外にも、本町には注目すべき野生動物が幾つか生息しています。

²⁵絶滅危惧ⅠＢ類　ⅠＡ類ほどではないが、近い将来に野生での絶滅の危険性が高いもの。

²⁶準絶滅危惧　すぐに絶滅する可能性は少ないが、将来的に絶滅する危険性がある種。



ニホンザリガニ



トウキョウトガリネズミ

表－５ 注目すべき野生動物一覧（甲殻類、ほ乳類）

○ニホンザリガニ *Cambaroides japonicus* 絶滅危惧Ⅱ類

ニホンザリガニは日本唯一の在来ザリガニ種かつ日本固有種である。北海道、青森県、岩手県および秋田県に分布する。天然分布の南限は岩手県二戸市と秋田県大館市とされている。秋田県の大館市は昭和９年当時の南限として天然記念物に指定された。

北海道においては、過去数十年の間に大沼、支笏湖、洞爺湖、阿寒湖、オンネトー湖、屈斜路湖、シュンクシタカラ湖、然別湖などの湖沼から消失したことが報告されている（川井 1996）。

○トウキョウトガリネズミ *Sorex minutissimus kawkeri* 絶滅危惧Ⅱ類

本種は、チビトガリネズミの亜種で、北海道にのみ分布している。胴体は大人の小指の先程の大きさで、世界最小のほ乳動物の一つである。落ち葉や枯れ草がたまって出来る間隙の多い腐植層の中で生活し、主に昆虫を食物にしている。

もともと個体数も多くなく、オオアシトガリネズミ等、他のトガリネズミと生息場所や餌などで競合しており、比較的弱い位置にあるとされている。生態は不明な点が多く、今後の調査が必要である。

本町では、平成 19 年（2007 年）４月に、東京都の多摩動物公園パートナーシップ協定を締結し、トウキョウトガリネズミの共同研究や共同事業などを協力して進めている。

○ゼニガタアザラシ *Phoca vitulina* 準絶滅危惧

北大西洋や大西洋に分布するが、北海道道東域に生息するものはアリューシャン列島以南に分布している亜種である。本町では三ヶ所の上陸場所があり、多い時には 100 頭程度が生息し 10 数頭の幼獣が見られている。

○ラッコ *Enhydra lutris* 絶滅危惧ⅠＡ類

ラッコは、食肉目イタチ科ラッコ属に分類される哺乳類で、海獣の一種。日本列島では 20 世紀初頭に絶滅したと考えられていたが、北海道東部で 1980 年代から目撃されるようになり、霧多布岬では繁殖も確認されている。

本町では、平成 17 年（2005 年）に北海道教育大学釧路校生物学研究室蛭田博士のグループにより、河川でニホンザリガニの生息が確認されています。競合する種であるウチダザリガニの分布は確認されませんでした。しかし、ニホンザリガニの生息河川を今後とも良好な状態で保護・保存していくことが必要です。

また近年、環境省が定める絶滅のおそれのある野生生物のリストの中で絶滅危惧種とされているトウキョウトガリネズミが仲の浜海岸線や嶮暮帰島において河原ら³⁾によって発見されました。北海道の海岸砂地で同種が発見されたのは

初めてのことであり、保護のための取り組みが必要です。

文献)

3) 河原 淳・笹川利奈 (2003) III鳥類. 2003 年霧多布湿原生き物リスト: p38-69. 特定非営利活動法人霧多布湿原トラスト

表ー 6 注目すべき野生動物 (鳥類)

○エトピリカ *Lunda cirrhata* 絶滅危惧ⅠA類

北太平洋一帯に生息するウミスズメ科の海鳥で、道東の繁殖地が太平洋西側の南限分布となる。以前は根室から厚岸までの島で普通に繁殖していたが、現在は 10 つがい前後が繁殖するだけになってしまった。本町では現在アゼチの岬沖にある旧繁殖地小島や霧多布岬に、少数の非繁殖鳥が飛来している。浜中町の「町の鳥」になっている。

○シマフクロウ *Ketupa blakistoni* 絶滅危惧ⅠA類

世界最大級のフクロウで、日本において北海道及び北方領土に分布し、極東に別亜種が分布している。河川や湖沼、針広混交林など広い生息圏を持ち、広葉樹大木の樹洞を利用し繁殖します。現在 100 つがい 200 羽以上まで回復したが、今後は生息環境の回復として生態系保全が課題となっています。本町は、本種の個体群維持として貴重な繁殖地の 1 つとなっている。

○オジロワシ *Haliaeetus albicilla* 絶滅危惧Ⅱ類

冬鳥としてロシア方面から飛来するものが多いが、北海道でも少数が繁殖している。本町でも湿原裏の森林でごく少数が繁殖し、嶮暮帰島や小島などでカモメ類を襲うのが頻繁に見られている。

○タンチョウ *Grus japonensis* 絶滅危惧Ⅱ類

極東の湿原で繁殖するツルで、日本では北海道の道東で繁殖する。以前は絶滅の危機状態であったが現在は 1000 羽を越すまで回復し、分布も広がりつつある。本町では約 30 つがい夏季に生息し、少数が越冬している。

○クマゲラ *Dryocopus martius* 絶滅危惧Ⅱ類

大陸に広く分布する大型のキツツキで、日本では北海道と東北の一部に生息している。大木のある森林に広い縄張りをもつため、原生林の減少とともに数を減らしているが実態は不明である。本町でも以前に比べ見られることが少なくなっている。

○ケイマフリ *Cephus carbo* 絶滅危惧Ⅱ類

極東の海だけに生息する分布の狭いウミスズメ類で、日本では北海道と青森県の一部で繁殖している。北海道には約 1,000 羽が生息するだけで、世界的に数が少なく絶滅が心配されている種である。本町でも島でごく少数が繁殖しているだけで、総数も 50 羽程度と少ない。

○コクガン *Branta bernicla orientalis* 天然記念物 絶滅危惧Ⅱ類

極北で繁殖するが、日本に飛来するものはシベリア東部で繁殖する亜種である。ガン類にしては珍しく海岸に生息する。東北以北で越冬するが、本町では琵琶瀬湾で最大 300 羽以上が越冬し、日本の最北の越冬地の一つとして貴重な場所となっている。

○コシジロウミツバメ *Oceanodroma leucorhoa*

北太平洋や大西洋に分布し、日本では 3 ヶ所の島で繁殖している海鳥である。本町では、嶮暮帰島においておよそ 2 万つがい繁殖している。これは厚岸町大黒島に次ぐ規模であり、本種の貴重な繁殖地となっている。

(前ページ表－6の続き)

○ウミネコ *Larus crassirostris*

極東のみで繁殖する世界的に分布の狭いカモメ類である。本町では以前は繁殖していなかったが、近年嶮暮帰島に夏鳥として大群が飛来し繁殖するようになった。平成26年には4千つがいが生息しており、北海道でも有数の繁殖地となっている。

本町には無人島を含む岩礁や砂浜の海岸、湿原やいくつかの汽水の沼、広大な丘陵平地林とコンパクトに多様な自然環境が存在します。そのため、本町では水辺や山野の鳥がバランス良く生息し、片岡⁴⁾によると現在331種の野鳥が記録されています。多様な野鳥が生息出来る多様な自然環境の保全が必要です。

文献)

4) 片岡義廣(1994) 浜中町の鳥. p35. 浜中町教育委員会

表－7 注目すべき野生動物(魚・貝類)

○イトウ *Hucho perryi* 絶滅危惧 I B 類

日本最大級の淡水魚で、日本では北海道に分布している。「幻の魚」とも呼ばれ、銀灰色や淡いピンク色を帯びた体色に黒い斑点が散在。北海道の冷水域に生息し、主に河川の上流域や湖沼に棲み、幼魚は水生昆虫を、成魚は魚類や甲殻類を捕食する。

○ヤマメ *Oncorhynchus masou masou* 準絶滅危惧

サクラマス陸封型(河川で一生を過ごす個体)で、北海道から九州までの川の上流などの冷水域に生息する。体色は銀白色の体に、特徴的なパーマーク(楕円形の黒斑)が並び、主に水生昆虫や小型甲殻類を捕食する。

○コガタカワシンジュガイ *Margaritifera togakushiensis* 絶滅危惧 I B 類

川に棲む二枚貝で、幼生の時期にアメマスをはじめとしたサケ科イワナ属魚類のえらに寄生することが知られており、健全な海、川、森とそれらのつながりを必要とすることから、健全な川環境及び海―川―森のつながりを示す指標生物と考えられている。

○カワシンジュガイ *Margaritifera laevis* 絶滅危惧 I B 類

川に棲む二枚貝で、幼生の時期にヤマメなどサケ科サケ属魚類のえらに寄生することが知られており、健全な海、川、森とそれらのつながりを必要とすることから、健全な川環境及び海―川―森のつながりを示す指標生物と考えられている。

本町において、森と海をつなぐ役割を果たしている河川では、絶滅危惧種に該当する希少な生物の生息が確認されており、これら希少な生物を保全するためにも、河川環境の保全が重要です。

3) 特徴的な自然環境

§1 霧多布湿原

霧多布湿原は本町の太平洋側に位置する湿原で、広さ3,168haを有しています。6月～7月にはワタスゲが綿毛となり、エゾカンゾウやヒオウギアヤメ、ノハナショウブ等が咲き、「花の湿原」として知られています。湿原の背後は根釧台地が広がり、その境界はハンノキ林が広がっています。中央部はワタスゲ

やミズゴケを中心とした湿原で、いわゆる中間湿原、高層湿原の体裁を成しています。

霧多布湿原の中央部には北から南に向かって琵琶瀬川、泥川、新川が流れ、河口付近で一番沢川、二番沢川と合流して琵琶瀬湾に流れ出ています。湿原内には3条の砂丘様の高まりが見られ、これらの間にはジュンサイ沼や長沼等、細長い形状をした30余りの大小の池沼が分布しています。「1)



霧多布湿原 琵琶瀬川の蛇行

浜中町の自然保護区」でも述べたとおり、霧多布湿原は天然記念物、厚岸霧多布昆布森国定公園、ラムサール条約登録湿地となっているなど重要な湿原で、生活域と隣接しながらも森と海をつなぐ湿原は、海の生態系と豊かな漁場にも深くかかわる自然です。

§2 嶮暮帰島・小島

嶮暮帰島は、琵琶瀬湾沖約1 kmに位置する広さ約71haの無人島です。かつて馬の放牧や耕作が行われていたこともありましたが、現在は琵琶瀬湾側に位置する僅かな平地に昆布番屋跡、散策路の入り口があります。上部の平坦な場所には、まとまった規模のスズランの群落が存在し、またコシジロウミツバメやウミネコの営巣地が存在するなど、貴重な動植物の生息地となっています。



嶮暮帰島

また小島は、アゼチの岬沖に位置する無人島で、海鳥の重要な生息地となっており、特に日本では希になったエトピリカの旧繁殖地として知られています。

§3 霧多布岬

霧多布岬は、太平洋に突き出た奇岩の並ぶ景勝地で、先端はオオセグロカモメ等の海鳥の営巣地となっています。岬の先端までは遊歩道が整備されており、途中の灯台が岬らしい景観を作り出し絶好の観光地となっています。また、展望台に至る散



霧多布岬

策路周辺は湿原同様の花が咲き、特に絶滅危惧種のシコタンタンポポの生息が見られるほか、近年は、野生のラッコの生息が確認されています。

第2編 各論～環境に配慮したまちづくりの基本指針～

第1章 安心で安全な生産品を生み出す第一次産業の町、環境と産業が共存する町を目指して

第1節 現状と課題

1 基幹産業と森林資源



酪農風景（牧草ロール）

本町の基幹産業は、ハーゲンダッツアイスクリームの原料にもなる高品質乳を生産する酪農業と、国内有数の生産量を誇る昆布漁を中心とした沿岸漁業といった第一次産業です。第一次産業は豊かな自然環境の存在に裏打ちされた産業であり、その条件が維持されなければ、酪農業と漁業の持続的な発展を望む事は出来ません。

しかし、生産活動の拡大・近代化により、全国的に第一次産業が環境に与える負荷も増大しており、酪農業と漁業が基幹産業である本町においても、周辺河川や海域等における環境負荷が問題となっています。このような産業と環境に関わる課題は、地域固有のものとして万全を期することが重要です。特に、本町の場合、第一次産業に依存した地域経済が確立しており、この環境上の課題解決は最重要であると言っても過言ではありません。酪農業と漁業の高品質で安心・安全な生産を目指し、質・量ともに消費者の期待に応えるためには、これまで以上に、より環境の負荷の少ない施業方法の模索及び検討、また新たな技術の導入、情報収集・発信を積極的に行い、環境に優しい産業の確立を目指すことが必要です。

本町における森林は、令和5年（2023年）で総面積16,057ha、そのうち国有林1,021ha、道有林4,548ha、町有林2,930ha、民有林7,558haです。

人工林は、主にトドマツやカラマツを主体とした針葉樹林、また、天然林はミズナラやダケカンバ、シラカンバ等を主体とした二次林²⁷がほとんどです。

主に、農村域と漁村域の境界付近の河川上流部に広がる琵琶瀬川水系の上流部となる森林は、保安林として厳正な保護管理下に置かれています。その大部分を占める道有林内では、希少種であるシロエゾマツ林、純林としては珍しくなったアカエゾマツ林、イチイ林が北海道の保護林として指定されています。一方、道有林では、水源涵養機能²⁸や第一次産業への栄養供給の機能を有してい

²⁷二次林 山火事や伐採などで、もともと生えていた原生林の跡に生じる森林。

²⁸水源涵養機能 森林の土壌が、降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っています。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

る在来の落葉広葉樹において、エゾシカによる食害などの影響によって、天然更新が低下傾向にあるため、種子の供給源となる次世代の母樹が育ちにくい状況になっています。さらに、伐期を迎えているため河川への土砂流入による水生生物の減少が見られており、将来の水源林が持つ水源涵養機能や第一次産業への栄養供給などの機能低下が懸念されます。

16,057haの面積を有する本町の森林は、環境保全に対する働きのみならず、木材生産の場としても大きな可能性を持っています。森林のCO₂吸収源としての活用、環境保全の効果、将来における木材生産機能の強化など、森林が有する多面的機能を発揮できるよう、町内における森林整備に引き続き取り組んでいきます。



姉別地区のミズナラ林

2 河川環境の現状と課題

1) 河川の概要

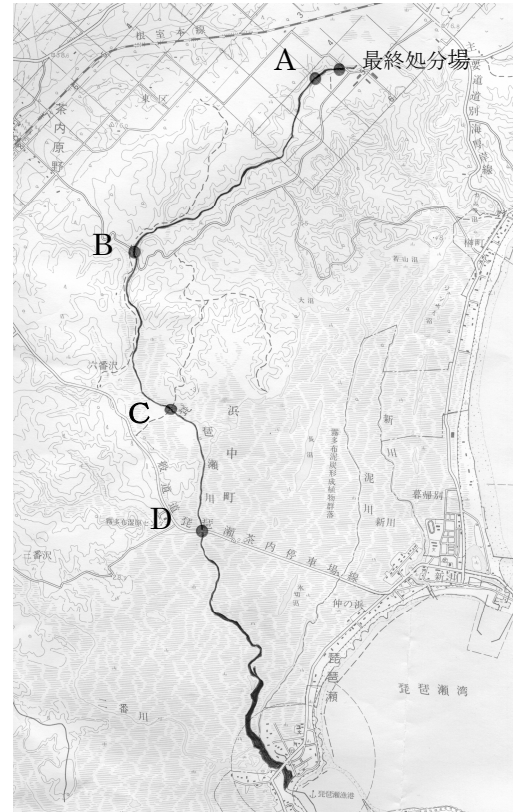
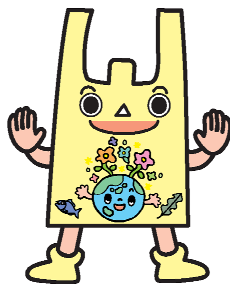
本町の河川は、風蓮湖に注ぐノコベリベツ川や姉別川等の風蓮川水系と、霧多布湿原中央部を流れる琵琶瀬川や新川、その他太平洋に流れる多数の小河川を中心とした水系（以下、琵琶瀬川等小河川水系）の大きく2つに分かれます。

風蓮川水系は酪農地帯を流れる河川であり、その水質環境等は酪農の産業活動に大きく左右されます。一方、琵琶瀬川水系では、上流が道有林のトドマツ等伐期であることから河川への土砂流入量増で水生生物の減少が起こっています。小河川水系は、上流部の酪農による小河川への土砂等の流入で沿岸生態系への懸念があります。

2) 河川水質

表－8 に当時琵琶瀬川で定期的に水質のモニタリング調査を行った結果を示しています。どちらも、多くが泥炭地を流れる河川であり、若干BOD²⁹等が高くなる時もありますが、概ね清浄であり、環境基準の水質類型における水道1級もしくは2級を示す水質です。

(平成25年度から最終処分場の浸出水は、衛生センターに送水し、下水道に流していることから、それ以降の水質検査は実施していません。)



琵琶瀬川水質調査位置図

3) 河川の水生生物

上流部の林業や産業活動の影響を受けている河川では、土砂等の流入によって魚類や甲殻類などの水生生物が減少傾向にあります。上流部の道有林の施業方法や酪農地の河畔部の緩衝林帯を確保するなど配慮が必要です。

4) 河川環境の保全

森林と沿岸域をつなぐ河川環境は、農林水産業や野生生物の生育場所への多大な貢献をしています。しかし、河川は様々な影響を受けて変化しやすいため、世代が交代しても一定のルールのもと健全性を維持することが重要です。

²⁹BOD Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量。水中の汚物を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいくほど水質汚濁は著しい。

表－８ 琵琶瀬川の水質

琵琶瀬川A地点	平成 11 年	平成 14 年	平成 17 年	平成 20 年	平成 23 年	平成 24 年
p H	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2
S S (mg/l)	1.2	1.4	1.6	1.9	1.2	0.8
B O D (mg/l)	0.8	0.5	0.9	0.3	0.7	0.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1300	1600	490	7900	1300	3500
全窒素 (mg/l)	0.70	2.70	4.80	2.50	0.39	4.00
全りん (mg/l)	0.051	0.033	0.048	0.036	0.040	0.026
琵琶瀬川B地点	平成 11 年	平成 14 年	平成 17 年	平成 20 年	平成 23 年	平成 24 年
p H	7.0	7.1	7.2	7.3	7.2	7.3
S S (mg/l)	4.0	2.0	1.4	1.4	1.0	2.0
B O D (mg/l)	3.2	0.6	0.6	0.4	0.6	0.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	11	240	1300	2200	790	1300
全窒素 (mg/l)	0.82	1.20	0.65	0.55	0.3	0.53
全りん (mg/l)	0.088	0.029	0.033	0.027	0.035	0.033
琵琶瀬川C地点	平成 11 年	平成 14 年	平成 17 年	平成 20 年	平成 23 年	平成 24 年
p H	7.4	7.1	7	7.3	7.2	7.2
S S (mg/l)	4.6	7.6	7.5	15	4.1	7.6
B O D (mg/l)	0.9	0.8	0.5	0.4	0.6	0.4
大腸菌群数 (MPN/100ml)	490	240	2400	13000	790	1300
全窒素 (mg/l)	0.56	0.67	0.68	0.45	0.47	0.44
全りん (mg/l)	0.056	0.037	0.032	0.036	0.041	0.038
琵琶瀬川D地点	平成 11 年	平成 14 年	平成 17 年	平成 20 年	平成 23 年	平成 24 年
p H	6.7	6.9	6.9	6.8	6.8	6.9
S S (mg/l)	3.0	4.0	3.7	3.8	1.9	3.7
B O D (mg/l)	1.1	0.9	0.8	0.7	0.7	0.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1100	1600	9200	13000	1300	2400
全窒素 (mg/l)	0.68	0.51	0.69	0.53	0.57	0.45
全りん (mg/l)	0.055	0.036	0.028	0.024	0.035	0.033

表－9 風蓮川の水質

風蓮川	平成 11 年	平成 17 年	平成 24 年	平成 28 年	令和 5 年
p H	7.0	7.5	7.6	7.6	7.7
S S (mg/l)	2.8	3.2	13	11	10
B O D (mg/l)	1.1	0.6	0.5	0.3	1.2
全窒素 (mg/l)	1.00	0.74	0.90	0.65	0.97
全りん (mg/l)	0.064	0.065	0.061	0.050	0.072

表－10 水質汚濁に関する環境基準

類 型	pH	SS (mg/l)	BOD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
水道 1 級	6.5 以上 8.5 以下	25 以下	1 以下	50 以下
水道 2 級	6.5 以上 8.5 以下	25 以下	2 以下	1000 以下

注) SS,BOD,全窒素,全りん, 大腸菌群数: 汚れの程度を表す指標で、数値が高い程、汚れが進んでいる。

pH: 水の酸性度を表す指標。7 が中性で、数値が低い程、酸性となる。

第2節 主要な施策

1 環境と共存した産業の推進のために



1) 農村地区を流れる河川の環境浄化を目指して

○河川への環境負荷を減らす施策改善の推進

- ・ 営農のために必要な草地の更新や造成作業は、十分な調査・検討を行い、地形や状況に応じて土砂が河川へ流出することを防止するための技術の検討や、河川際までの施工を避ける等の指導を酪農家及び施工業者に行います。
- ・ 河川への濁水の流入や崩壊の防止のため、水際のみならず段丘肩を緩衝林帯として確保するよう努めます。
- ・ 堆肥、液肥は全量を農地還元するために、施肥標準³⁰を参考に牧草、牛、環境に負荷を与えないよう配慮し、本町に適応した飼養頭数を推奨します。
- ・ 家畜排せつ物が環境に負荷をかけないように適正に処理し、有効利用するため、堆肥舎やスラリーストアなど、施設の適正な維持管理を推進するほか、バイオガスプラントの導入を検討します。

³⁰施肥標準 施肥標準とは、一定の地力水準下で、たい肥等の有機物が無施用条件下において、目標収量を得るために必要な標準的な肥料養分（成分）量である。北海道が設定し、普及に努めている。

- ・ 施肥は科学的な土壌分析の結果に基づき、合理的な方法を推進します。また、堆肥・液肥の牧草地への散布は、時期や天候を限定して行う等の措置を推進します。
- ・ 水質汚濁を防止し、水産1級³¹を目指します。

○環境配慮の酪農業を進めるための環境整備

- ・ 必要に応じて、牧草地周辺への耕地防風林や河川周辺の河畔林整備に努めます。

2) 豊富な生産を維持する沿岸環境の創造を目指して

○地球温暖化の防止

- ・ 環境に配慮した低燃費漁船エンジンの使用を推奨します。
- ・ 環境に配慮したEVや、PHEV、ハイブリッド自動車など、低燃費車を推奨し、温室効果ガス排出量を削減します。
- ・ 温室効果ガスの発生量を抑制するため、省エネルギーを推奨します。
- ・ 国、道及び本町の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、温室効果ガスの排出を削減します。

○海域環境、水環境への取組

- ・ 安心で安全かつ良質な水産物を供給するため、関係機関と協力し定期的に海域等の水質検査や沿岸生態系への栄養供給に貢献している河川の水生生物調査を行うなど水環境の保全に努めます。
- ・ 海草藻場の調査、造成を進め、海の豊かな生態系の保全と、大気中のCO₂の吸収・貯留による温室効果ガスの削減など、ブルーカーボンへの取り組みに努めます。
- ・ 海域環境の改善に向け、栄養塩の補給等に係る実証試験など先進的な取り組みに努めます。

○動物性残渣等の適正処理

- ・ 産業団体を中心とする動物性残渣等処理体制の構築を支援します。
- ・ 産業団体が協力して行う動物性残渣等有効利用方法の検討を支援します。

○沿岸海域周辺の環境整備

- ・ 海岸、海中への不法投棄の防止に努め、不法投棄された廃棄物の撤去を積極的に推進します。
- ・ 適正な下水処理を行い、排水による汚染を防止します。
- ・ 合併処理浄化槽の設置を支援し、排水による汚染を防止します。

³¹水産1級 河川における水質汚濁に係る環境基準で定められた水質基準であり、ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産2級及び水産3級の水産生物用に適用し、水道2級と同格とされている。

2 不法投棄の無いクリーンな生産環境と浜中町らしい景観の維持を目指して



1) 不法投棄、不法焼却の防止とごみの排出抑制

○廃ラップ、漁網等の不法投棄、不法焼却の防止

- ・ 農協を中心に廃ラップの回収、処理の仕組みの構築を支援します。
- ・ 漁協を中心に不要となった漁網や廃船の回収、処理の仕組みの構築を支援します。
- ・ 不法投棄、不法焼却防止のための広報活動やパトロールを自治会等と連携しながら積極的に実施します。

○ごみの排出を抑制するための事業者からの取組

- ・ 循環型社会を構築するため、簡易梱包などの実施、店頭回収、マイバックの普及促進、レジ袋削減など、3Rに協力します。

2) 酪農業と漁業を活用した新たな産業の創出

○浜中町らしいエコツーリズム³²の推進

- ・ 都市域に住む人々が田舎の環境や生活を楽しむ場として、町内の農村、漁村を活用できるよう、様々な機会や制度の創出を目指します。
- ・ エコツーリズムによる農村、漁村の活性化を図ります。
- ・ 消費者とのつながりを積極的に持ちながら、本町の一次産品のイメージアップを目的に各種事業の活用に努めます。

○農村景観・漁村景観の創出

- ・ 農村地域や漁港、海岸に不法投棄された廃棄物（漂着物含む）は、自治会、産業団体等の協力のもと清掃活動を実施し、クリーンで爽やかなイメージの風景を創出します。
- ・ 景観に配慮した形態・色彩とするために「浜中町景観計画」において、建築物の色彩の基準等を示すなど、農村・漁村景観の形成に取り組みます。
- ・ 太陽光や風力発電設備については、産業景観に十分配慮します。

³²エコツーリズム 自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、環境教育にも役立つ観光・旅行形態。一般には 1982 年に IUCN（国際自然保護連合）が「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。日本においてもエコツアーを実施する事業者は多く、環境省では持続可能な社会の構築の手段としてエコツーリズムの推進に向けた取組を進めている。

3) 環境に配慮した森林の育成

○森林育成と適切な管理の推進

- ・ 浜中町森林整備計画、森林環境保全整備事業などを推進し、森林の持続的な管理に努めます。
- ・ 水資源の涵養機能の強化など、保安林の保護と育成を促進します。
- ・ 町有林や民有林における間伐や枝打ちなどの適切な管理作業を推奨します。
- ・ 森林が、天然記念物、絶滅危惧種などの多様な動植物の生育、生息の場として機能するよう、適切な保全に努めます。

○良好な産業の基盤としての森林整備の推進

- ・ 集落団体が進めている、中山間地域等直接支払交付金制度による「緑の回廊³³」の整備を支援します。
- ・ 適正な耕地防風林や河畔林整備に努めます。
- ・ 沿岸地域での無立木地や沿岸域に流入する河川上流部などにおいて「お魚増やす植樹運動」を積極的に支援します。



植樹祭

³³緑の回廊 森林と森林の間を連結する野生動植物の移動経路のこと。野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流に資することを目的として管理を行うことにより、分断化された個体群の保全と個体群の遺伝的多様性の確保、生物多様性の保全を期待している。

第2章 住み良い浜中町の生活環境の創造を目指して

第1節 現状と課題

本町は、霧多布湿原をはじめとした美しい自然環境と景観に恵まれており、おいしい空気、静かな環境、豊かな海産物や農畜産物といった都会にはない生活環境を有しています。このような生活環境を維持しつつ、さらに向上させていくことが重要であります。

私たちの日常生活は、身近な自然環境に大きく影響を与えています。その一つがごみ問題です。生活水準の向上や経済活動の活発化に伴って、各家庭や事業所から排出されるごみの質も量も大きく変化してきました。増大する廃棄物は私たちの生活環境に様々な影響を与えています。ごみの分別徹底やそのための意識啓発、リサイクルの積極的な推進を行うことで、廃棄物を抑制し、循環型の社会を目指します。また、廃棄物を安全に処理するために廃棄物最終処分場等の関連施設を適正に管理しなければなりません。さらに、日常の生活排水についても、水質汚濁の主な原因の一つと考えられています。生活排水による汚染を防止するために、適正な下水処理や合併処理浄化槽の設置を進め、自然環境に与える住民生活の影響を最小限に抑えることが必要です。

また、私たちの生活環境を形成する重要な要素の一つが景観です。本町は霧多布湿原、奇岩絶壁の海岸線、広大な牧草地が広がる酪農地帯等、雄大な景観を特徴としています。このような良質な景観は、私たちの暮らしに潤いとゆとりをもたらし、精神的な豊かさを向上させます。良質な景観を維持及び創造していくことは生活環境の向上にとって大変重要なことです。重要な自然景観を保全することと同時に、美しい街並みを創造するための様々な施策を実施することが必要です。

本町は、釧路管内市町村が合同で調印した「自然の番人宣言」を尊重し、その実行すべき責任を忠実に果たすと共に、ポイ捨て防止のための啓蒙活動などを積極的に進めていきます。また、このようなポイ捨て防止対策の一つとして、ボランティアの育成に努め、町民一人ひとりがポイ捨てをしないと同時に、ポイ捨てを見かけたら積極的に清掃する体制を構築することが重要です。

私たちがゆとりと潤いのある生活をおくることができるのは、美しい自然環境や貴重な動植物、私たちの先人が築いた文化が存在することによります。貴重な動植物や自然環境を保全し、先人が築き上げた住み良い浜中町を後世に残すことが私たちの責務です。

第2節 主要な施策

1 良い生活環境を維持するための施策の推進



1) ごみ問題の無いまちづくり

○ごみの減量化を目指して

- ・ごみの分別徹底を図るため、町広報誌等により分別方法の周知を図り、住民意識を高揚させる啓蒙普及活動を推進します。
- ・ごみの発生量を抑制するために、商店等での簡易な包装を推奨するとともに、マイバッグ運動を推進します。
- ・ごみ減量化のため、町民の理解と協力が得られる分別を検討します。

○ポイ捨て・不法投棄の防止

- ・ポイ捨てを防止するために「自然の番人宣言」の趣旨を周知徹底、意識啓発することに努めます。
- ・ごみ拾い等を自主的に行うボランティアグループの育成に努めます。
- ・霧多布湿原（MG ロード）、琵琶瀬展望台から霧多布半島高台に至る道路などにおいてクリーン作戦を適宜実施します。
- ・ポイ捨て防止及び不法投棄監視パトロールの実施に努めます。
- ・キャンパーや観光客等によるポイ捨てを防止するために、キャンプ場や主要観光地におけるごみ処理の適正化を推進します。

表－１１ 一般廃棄物収集実績値と目標値

年 度	平成 21 年度	平成 31 年度	令和 5 年度	令和 10 年度目標
燃えるごみ	1, 513. 7 t	1, 223. 7t	1, 079. 7t	998 t
燃えないごみ	84 t	133. 99t	58. 5t	152 t
粗大ごみ	12. 1 t	320. 89t	253. 09t	229 t
資源ごみ	561. 3 t	466. 82t	448. 2t	413 t

2) 景観に配慮したまちづくり

○景観に配慮したまちづくり

- ・身近にある舗装されていない砂利道の整備、花がたくさん咲く道、地域の色彩等を加味した特色ある景観の創造に努めます。
- ・浜中町の景観を維持するため、地域住民（地区自治会）との協働の場を創設し、住みよい環境づくりに努めます。
- ・近年、人口の減少により、管理が行き届かない空き地や空き家が全国的に増加しています。本町においても空き地の荒廃や空き家の老朽化、また空き家は火災の発生や台風などの自然災害で家屋の倒壊のおそれがあることから、巡回パトロールを強化し、所有者への空き地や空き家の適正管理について指導及び啓発活動を行い、町中の景観配慮に努めます。

3) 浜中の自然を背景にした安心・安全な浜中の食と味の保護

○安心・安全な食のPR

- ・生産履歴等の情報を消費者に開示するように努めます。
- ・良好な環境で育てられた安心・安全な生産品であることのPRに努めます。
- ・本町の環境と人々の生活との関わりによって築かれた伝統の味や本町の特徴的な味を残すための施策を検討します。
- ・食のブランドづくりの基本となる食の安心・安全を確保し、町の第一次産業に対する理解の促進や食育の推進に努めながら、町のホームページをはじめ、様々な情報媒体を活用し、食の安心・安全に関する適切な情報を分かりやすく、速やかに提供します。

4) 環境に対してだれでも、何でも発言できる仕組みを持ったまちづくり

○だれでも発言できる機会の設定

- ・環境に関する意見要望等について、町に対する要望書の提出等により発言の場の確保に努めます。
- ・環境に関する意見を受け入れる体制づくりを進めます。

ご意見：役場住民環境課環境政策係 TEL：0153-62-2204

E-mail：kankyoseisaku@town.hamanaka.lg.jp

5) エネルギーを大切にすまちづくり

○新エネルギー³⁴の推進

- ・「脱炭素地域づくり」のため調査・研究を推進します。
- ・風力発電や再生可能エネルギー等、新エネルギーに関する情報提供に努めます。また、本町で発生する家畜排せつ物を原料としたバイオガспランツの検討を進めます。

○再生可能エネルギーの導入状況

- ・町では、地球温暖化対策として太陽光発電を普及させるため、平成22年（2010年）度より住宅用太陽光発電システムの設置補助事業を行うなど再生可能エネルギー普及に努めてきました。同年には105戸の酪農家が太陽光発電システムを導入するなど、町内でたくさんの再生可能エネルギーの発電が行われています。また、町内の酪農家ではバイオガспランツの導入を実証的に行うなど先進的な取り組みもなされています。

³⁴新エネルギー 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面で制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されている。具体的には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当する。

表－１２ 再生可能エネルギー等の町内導入状況

種類	内 容	出力等(kw)	備考
太陽光発電	住宅用太陽光発電システム設置費補助(37 基)	187.89	平成 22 年～26 年
太陽光発電	再生可能エネルギー等導入支援対策事業費補助(3 基)	20.44	平成 27 年～令和 5 年
太陽光発電	浜中町農業協同組合組合員（105 基）	1,050	平成 22 年
太陽光発電	町有施設設置（3 基）	13.36	
太陽光発電	町内太陽光発電システム（事業用）	10,657.6	
風力発電	小形風力発電設備	155.4	
バイオマス	バイオガス発電プラント	49	
計		12,133.69	

○省エネルギーの推進

- ・ LED 化の推進、不要な電気の消灯など、身近な省エネ活動を推進し、生活のあらゆる場面における省エネルギーに関する情報を町民に積極的に提供します。

【コラム４】 日本の CO2 排出量の構成とエネルギー】

2022 年度の日本の温室効果ガス排出量は、約 11 億 3,500 万トン（CO2 換算）で、2021 年度比 2.5%の減少、2013 年度比では 19.3%の減少となりました。吸収量は 5,020 万トンとなっており、差し引き 10 億 8,500 万トンとなっています。

2022 年度の日本の CO2 排出量は 10 億 3,700 万トンであり、2021 年度比 2.5%の減少、2013 年度比では 21.3%の減少となっています。

部門別（電気・熱配分前）で見ると、エネルギー転換部門 40.5%、産業部門 24.4%、運輸部門 17.8%、業務その他部門 5.5%、家庭部門 4.8%、工業プロセス 3.9%、廃棄物 2.9%となっており、エネルギー転換部門における CO2 排出量の 9 割程度は発電に伴う排出が占めています。

国のエネルギー基本計画においては、2040 年度のエネルギー需給見通しの中で再エネの電源構成を 4～5 割程度、原子力を 2 割程度、火力を 3～4 割程度にすることを示し、発電に伴う温室効果ガス削減割合を 2013 年度比で約 73%とする目標を立て、省エネと再エネ導入拡大に伴う脱炭素へ取り組みが求められています。

2 人間と自然の良い関係を築き上げるための施策の推進



1) 自然環境の適正な利用

○適正な利用の推進

- ・ 自然環境の適正利用を推進するために、利用ガイドラインの策定を検討

- する等、過剰な利用を抑制します。
- ・ 木材資源等、自然の恵みを有効に活かす機会や仕組みの創出及び普及に努めます。

2) 生活に根ざした環境教育の推進

○日常生活における環境教育

- ・ 学校や地域社会等、あらゆる教育現場を通じて環境教育を推進し、人間生活と自然環境の共存を進める基礎的な知識や感性を涵養します。
- ・ 自然環境と良い関係を築き上げるための指導やアドバイスができるよう環境教育の指導者養成に努めます。

3) 自発的な環境保全活動を支える人材・団体等との連携・協力

○協働体制の構築

- ・ 地域住民のより良い地域環境をつくっていかこうとする意識を高め、地域全体としての環境保全の取り組みを効果的に推進するため、環境保全活動に取り組む個人や団体と協働し、地域に密着した環境保全活動を促進します。

4) 環境教育・観光振興に関する拠点づくり

○霧多布湿原センター

- ・ 霧多布湿原、自然環境情報、観光の発信基地である霧多布湿原センターを拠点とし、森・川・湿原・海のさまざまなフィールドを活かした地域型の環境教育及び観光振興を推進します。



霧多布湿原センター

3 良好な自然環境の保全と貴重な野生動植物を保護するための施策の推進



1) 多様な動植物や希少種の保護

○多様な生き物に関する情報の収集

- ・ 緑の国勢調査、フラワーソン等の機会を積極的に活用し、浜中町内の生物多様性を適宜調査し、情報を収集します。
- ・ 生物多様性に関する学術研究を推進し、定期的に研究成果報告会を行い、町民への湿原環境をはじめとした浜中の特徴的な森・川・湿原・海が一体となる生態系の仕組みへの理解を促します。

○希少な野生動植物の保護

- ・ 他の自治体や研究機関等と連携を密にし、希少動植物の生息状況等の情報交換を積極的に行います。また、希少動植物に関する調査研究を推進し、情報収集と蓄積を図ります。
- ・ 野生動植物の保護に関する監視員等の制度創設を検討し、希少動植物の保護監視や環境パトロールの実施に努めます。

○野生動物の適正な保護管理

- ・ 生物多様性の観点から、絶滅のおそれのある希少野生動物の保護や、生態系への影響が懸念される外来種の防除、野生生物による農林水産業被害の防止、軽減など、自然との共生を基本として、野生生物の適正な保護管理を各計画に基づき推進していきます。
- ・ エゾシカは生息数の増加により、北海道では約 48 億円（令和 4 年度）の農林業被害をはじめ、希少植物や町花であるエゾカンゾウの食害、水源涵養機能を司る森林の在来樹種の天然更新の阻害、自動車等の衝突事故を引き起こしています。生態系や町民の生活、地場産業等に様々な影響を及ぼしていることから、「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、エゾシカの個体数管理や有効活用などの取り組みを推進します。
- ・ 北海道周辺のトド、アザラシなどの海獣類は、国際的な希少種として保護されていますが、一方で約 9 億円（令和 5 年度）の漁業への被害が出ており、引き続き「北海道アザラシ管理計画」等に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類の共存を図るため取り組みを推進します。
- ・ 将来的な人口減少に伴う野生生物との向き合い方について考えるとともに、野生生物の増加や生態系の変化などについては、注意して観察を続けることに努めます。
- ・ 生物多様性の保全に著しい影響を及ぼすものとして「北海道生物多様性条例」に基づき、指定されている指定外来種（オオハンゴンソウ）の防除の促進に努めます。

○霧多布湿原の野生植物の保護管理

- ・ 霧多布湿原内のエゾシカによる食害問題について、植生への影響を防止する活動を支援します。

2) 貴重な自然環境や遺産等の保全

○貴重な自然環境や遺産等の保全の仕組み

- ・ 優れた自然環境を有する地域では、人間活動による自然環境への影響を最小限に抑えることに努めます。
- ・ 森林火災の発生により自然環境を損失しないよう、抑止対策に努めます。
- ・ 本町の特徴的な自然環境と人間生活の関係を示す史跡や景観等の、保護、啓蒙に努めます。
- ・ 厚岸道立自然公園は、令和 3 年 3 月に厚岸霧多布昆布森国定公園に昇格となり、この地域の貴重な自然環境を守り、後世に引き継ぐことがより

重要になっています。

- ・ 合併処理浄化槽整備を推進し、人間活動に伴う河川や海洋の汚濁防止に努めます。

○貴重な自然環境や遺産等を保全するための情報収集と公開

- ・ 琵琶瀬川等の健全性を担保する水質調査と魚類等水生生物調査を定期的に実施し、広報誌等での公表について検討します。
- ・ 霧多布湿原における環境変化を把握するために、霧多布湿原モニタリング調査を定期的に実施します。
- ・ 自然環境保全に関する学術研究を推進します。



霧多布湿原（琵琶瀬木道）

第3章 一人ひとりが環境保全を自らの事としてとらえる意識の啓発

第1節 現状と課題

近年の環境問題は、地球温暖化が大きな問題となっています。しかし、その原因者は、地球上に生活する人類一人ひとりであり、かつ被害者も私たち一人ひとりであるという複雑な構図となっています。そのため、以前の公害問題のように、原因者を取り締まれば解決する問題ではなく、抜本的な解決を目指すためには、私たち一人ひとりの意識を変えていくことが大切です。この意識改革こそ、環境問題を根本的に解決する唯一の方法であるといっても過言ではありません。

本町は人口 5,246 人（令和 6 年 12 月末現在）の、第一次産業を中心とした町です。また、地域の結び付きが強く、自治会ごとでの助け合いや相互のコミュニケーションが都市域に比べ強いことが特徴です。しかし、近年の価値観の変化に伴い、地域コミュニティの希薄化が指摘されています。田舎の良い点である、だれでも気軽に発言し情報交換できる土台が危うくなりつつあり、結果として地域環境の美化や生活環境の向上に支障をきたすこともあります。全ての町民が環境を意識し、気軽にいつでも発言したり、柔軟に情報交換ができるコミュニティ機能を取り戻し、維持することが必要です。浜中町環境基本条例では、すべての町民が等しく豊かな環境の恩恵を受ける権利を有することが規定されています。良好なコミュニティを作り上げることにより、豊かな生活環境の創造を目指すことが必要です。

私たちは、“ごみ”や“生物の多様性”に関わる諸問題を解決していくこと、また自然とのふれあいが少なくなり、社会問題ともなりつつある子どもを巡る環境改善、おいしい空気や食べ物に恵まれた本町の環境を維持していくために、あらゆる機会を通じて施策を展開しなくてはなりません。そして、私たちには笑顔あふれる浜中町を実現し、子どもや高齢者等を含め、全ての人が環境の恩恵を得られるようなまちづくりを目指すことが求められます。

第2節 主要な施策

1 環境教育の推進

1) 学校における環境教育の推進

○学校における環境教育の指導者の確保

- ・ 学校教育の現場で、環境教育の指導的役割を担う教職員を養成するための研修会等を実施します。
- ・ 学校授業における環境教育を推進するため、外部講師の導入等を推進します。

○学校授業における環境教育推進の支援

- ・ 学校授業の中で子ども達が自然と触れ合える機会の充実に努めます。
- ・ 身近な環境配慮の一步として、学校生活で排出されるごみの分別等、資

源ごみのリサイクルの必要性の理解を深めます。

- ・ 学校における環境教育の推進に必要な備品や施設等の整備を十分検討します。
- ・ 湿原や森林の持つ環境保全に果たす役割を体験的に理解できるよう、環境教育の題材として積極的な活用を推進します。
- ・ 学校版環境 ISO の取り組みを支援します。

2) 地域における環境教育の推進

○地域における環境教育の指導者の確保

- ・ 地域における環境教育を推進するため、生涯学習指導者として登録された人材を活用し、指導者の確保に努めます。
- ・ 地域における環境教育指導者を育成するための養成講座を実施します。

○浜中ならではの地域学習の支援

- ・ 浜中町のシニア層等が講師となり、浜中ならではの歴史や昔の自然を伝える機会を作り、地域住民のキャリア等に活かせる地域学習を支援します。

○地域コミュニティや職場での環境に対する配慮

- ・ 地域全体で子どもの育成を見守ることが出来るよう、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。また、子ども会活動など、健全育成を図る場を確保します。
- ・ 自治会等で実施する各種行事におけるごみ分別等を徹底するとともに、環境に配慮した活動の推進を図ります。
- ・ ごみ分別の意識徹底や、不法投棄の抑止のため、地域における清掃活動や廃棄物に関する学習を推進します。
- ・ 地域に特徴的な環境についての学習の場を設け、祖先から受け継いだ伝統的な景観や文化の継承に努めます。

○地域における環境整備の推進

- ・ 各自治会等は、会館周辺の緑化、環境美化等の整備に努めます。
- ・ 地域の中で、住民や子どもが野外で活動できる拠点となるよう、各地区に整備された公園等の在り方を見直し、施設整備等により、安全性や快適性の向上に努めます。



湿原クリーン作戦

3) 家庭における環境教育の推進

○家庭における環境教育の推進

- ・ 家庭を環境配慮活動を実行する基本単位として位置付け、地域や学校における環境教育との連携を保ちながら、ごみの分別と減量化、省エネの推進等、家庭における環境配慮への活動を推進します。

2 意識を変えるための具体的活動

1) 環境に配慮した活動を推進するための施策

○環境配慮の意識を根付かせるために

- ・ モデル的な個人、事業者別の環境配慮指針を作成し、広く公表します。
- ・ 町民や子ども達に親しみやすいキャラクターを設定し、キャラクターを用いた周知活動を進めます。
- ・ 環境に配慮した生活スタイルを詳細かつ具体的に紹介します。
- ・ 環境に配慮した生活スタイルを実践することによって得られる経済的効果や具体的な負荷軽減数値などについて公表、普及に努めます。
- ・ 環境に配慮した生活スタイルに関連したスローガンやキャッチフレーズ等の制定と効果的な普及に努めます。
- ・ 環境に配慮した生活や活動について、顕著な功績のある町民の表彰等の検討を進めます。

2) 環境配慮型の事業活動の推進

○環境配慮活動の普及につながる事業活動の推進

- ・ 製造、建設、流通などの各段階で発生する廃棄物の減量化を進めるとともに、環境に配慮した製品や、リサイクルしやすい製品の製造、販売に努めます。
- ・ 繰り返し使用可能な梱包材の導入を進めるとともに、資源化が可能な製品の自主回収など自然循環の推進に努めます。

第3編 環境保全・創造に向けた浜中町民、事業者、行政が守るべき行動 指針

1 町民が配慮すること

地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境問題から、ポイ捨て、ごみの増加といった地域固有の環境問題まで、いわゆる現代的な環境問題は、そのほとんどが町民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷が大きな原因となっています。

豊かな自然環境を抱える町民の一人として、自らの生活が環境に与えている負荷の大きさを十分に認識し、地域社会や行政などと協力、連携して循環型社会を目指します。

【ごみ問題のないまちづくりに向けて】

- ・ ポイ捨て、不法投棄を絶対にしない。
- ・ ごみの分別を徹底する。
- ・ 家庭ごみを焼却しない。
- ・ マイバックを積極的に利用し、レジ袋や過剰包装を断るなど、ごみの出ない買い物をする。

【良好な生活環境の創造に向けて】

- ・ ペットを大切に育て、絶対に捨てない。
- ・ 犬は鎖につないで飼う。
- ・ 散歩中の犬のふんは、飼い主が片づける。
- ・ 自宅周辺の草刈、ごみ拾い、空きスペース等の緑化を推進し、癒される空間整備に努める。
- ・ 植樹祭に積極的に参加する。

【エネルギーや資源を大切にすまちづくりに向けて】

- ・ 不要なアイドリングは行わない。
- ・ 冷暖房にあまり頼らず、衣服により調節する。
- ・ 見ていないときはテレビを消し、人の居ない部屋の電気はこまめに消すなど節電に努める。
- ・ 洗面所やお風呂での不要な水の流しっぱなしを止めるなど節水に努める。

【貴重な自然環境や遺産等の保全に向けて】

- ・ 湿原には許可なく立ち入らない。
- ・ 産業遺産や文化遺産を風化させることなく、保全活動に努める。

【地域や家庭における環境教育の推進に向けて】

- ・ あらゆる環境学習の機会を積極的に活用する。
- ・ 釣りやハイキング、キャンプなど、自然と触れあう機会を積極的に作る。
- ・ ごみを持ち帰る等のルール、マナーをきちんと守る。

2 事業者が配慮すること

経済活動の柱である事業者や各産業従事者の取り組みは、環境保全にとって特に重要です。ものやサービスを通して社会に大きな影響を与えることから、環境に与える負荷も多いと考えられます。従って、環境保全で果たす事業者等の責任は大きいでしょう。

そのため、事業者や各産業従事者は、地域住民、行政、周辺町村と協力連携して環境保全活動を推進していくことが求められます。

【農村地区の河川環境の保全に向けた農家の環境配慮事項】

- ・ 土砂が川に流れ込まないように、草地更新や草地造成の際に、地形、時期、方法等を十分配慮する。
- ・ 施肥標準を参考に、牧草、牛、環境に負荷を与えないよう本町に適応した飼養頭数にする。
- ・ 家畜排せつ物が川に流れ込まないように、積極的に川沿いに緩衝帯としての植樹を行い、適切な管理と利用を行う。
- ・ 施肥にあたっては、時期や天候を十分考慮する。

【豊富な生産を維持出来る沿岸環境の創造を目指した漁家の環境配慮事項】

- ・ 低燃費漁船エンジンの使用等、環境に配慮した漁業生産活動を心がける。
- ・ 漁網、廃船や魚の頭等の動物性残渣等の産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、不法投棄、不法焼却をしない。

【ごみの排出抑制に向けた事業者の取組】

- ・ 過剰包装をできるだけ行わないなど、ごみの減量化に努める。

【浜中町らしい景観の創出に向けた取組】

- ・ 農家においては牛舎や牧柵等、漁家においては昆布小屋、乾燥機小屋、干場等を整備する際に、景観に配慮した形態や色彩を選択する。
- ・ 太陽光や風車などの施設も含め、工作物が自然・産業景観を損なうことがないように配慮する。

3 行政が配慮すること

町は、まちづくりに関わる様々な施策や計画策定などを行うとともに、町民の生活に根付いた各種事業を展開しています。行政が推進する環境配慮活動は、町民生活に影響するだけでなく、将来にわたる本町の環境を決定付ける重要なものです。

浜中町環境基本条例に定められた基本理念、基本方針に従い、本計画で定められた施策を推進するとともに、全ての事務事業について環境配慮の観点から実施していきます。



エゾシカ

環境に関する各団体の活動状況について

町内で活動されている各団体の活動内容等について紹介いたします。

団体名	活動内容等
認定 NPO 法人霧多布湿原 ナショナルトラスト	霧多布湿原の民有地の買い取り、公共の財産として、未来の子どもたちへ残すことを目標に活動しています。 霧多布湿原が美しいだけではなく、霧多布湿原がある町の暮らしや産業の魅力と私たち自身が生態系の一部であることを伝えたいと活動しています。
NPO 法人エトピリカ基金	「町の鳥」エトピリカの繁殖地復活を最大の目標に活動しています。また、近年増えてきたラッコの調査・保全活動も行っており、人間と里海に生きる海鳥や海獣が共に暮らしていける海を模索しています。
NPO 法人えんの森	2011 年に浜中・別海の酪農家を中心に風蓮川水域の環境保全を通じ、「自然と調和した酪農郷を」という目的で設立。身近な自然に目を向け豊かな環境を作っていくことが、生乳の「安心・安全の証」に寄与すると考え、また地域の魅力を発掘し「住みたい、住み続けたい地域づくり」を進めるという目標で活動。
NPO 法人シマフクロウ・エイド	私達は、地域の一次産業の源でもある陸と海をつなぐ生態系の保全・再生の要となる流域保全を基本とした「町もシマフクロウも喜ぶ未来」をモットーに活動を展開しています。 シマフクロウだけを守る活動ではなく、漁業や酪農業者、次世代の子どもたちなど多様な協働のもと理解を深めながら、浜中の自然生態系全体が向上し、次代に継承されていくことを目指しています。

計画改定組織体制等

【浜中町環境審議会委員】

氏 名	主 な 公 職	備 考
野村 卓	北海道教育大学教育学部釧路校教授	
小川 浩子	認定 NPO 法人霧多布湿原ナショナルトラスト理事長	
三山 昌利	浜中町農業協同組合参事	
上野 仁	浜中漁業協同組合専務理事	
中村 雅人	散布漁業協同組合専務理事	
下元 朋子	浜中消費者協会会長	
藤枝 敦子	浜中町商工会理事	
大野 裕幸	浜中町観光協会会長	
塩澤 敏文	釧路東森林組合参事	
村田 準逸	自治会連合会会長	

【浜中町環境基本計画改定検討委員会委員】

町 民 委 員	町 職 員 委 員
山本 和志（浜中町農業協同組合）	澤田 修一（農林課）
野崎 岳史（浜中漁業協同組合）	三浦 孝章（水産課）
西田 善行（散布漁業協同組合）	堀場 新菜（商工観光課）
高橋 勇（認定 NPO 法人霧多布湿原ナショナルトラスト）	村元 文子（農林課）
久米 仁（浜中町商工会）	小黒 節宣（住民環境課）
大塚 雅則（浜中町建設業協会）	島 卓（上下水道課）
徳光 直子（漁業者）	白川 貴之（総務課）
越田 正昭（一般公募）	遠田 隼也（企画財政課）
菅野 直子（一般公募）	佐々木 博幸（生涯学習課）
武士 聡（一般公募）	

浜 中 町 環 境 基 本 条 例

平成17年3月17日
条例第21号

目次

前文

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (基本理念)
- 第4条 (町の責務)
- 第5条 (事業者の責務)
- 第6条 (町民の責務)
- 第7条 (施策の報告)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

- 第8条 (施策の基本方針)
- 第9条 (環境基本計画の策定)
- 第10条 (町の事業に係る環境への配慮)
- 第11条 (環境影響評価の措置)
- 第12条 (規制の措置)
- 第13条 (経済的措置)
- 第14条 (環境の保全及び創造に関する施設の整備等)
- 第15条 (資源の循環的な利用等の促進)
- 第16条 (環境の保全及び創造に関する啓蒙普及活動等の推進)
- 第17条 (調査の実施及び監視等の体制の整備)
- 第18条 (特徴的な自然環境の保全)
- 第19条 (良好な景観の形成)
- 第20条 (公害の防止)
- 第21条 (財政上の措置)
- 第22条 (推進体制の整備)

第3章 地球環境保全の推進

- 第23条 (地球環境保全に資する施策の推進)
- 第24条 (地球環境保全に関する国際協力の推進)

第4章 浜中町環境審議会

- 第25条 (浜中町環境審議会)
- 第26条 (組織等)
- 第27条 (会長及び副会長)
- 第28条 (会議)
- 第29条 (部会)

附則

浜中町は、生産力豊かな酪農業と漁業を基幹産業とする第一次産業の町である。根釧台地に広がる広大な酪農地帯では、他の追随を許さない良質な牛乳が生産されている。漁業は沿岸漁業が中心であり、特に昆布漁においては、我が国有数の生産量を誇っている。このような酪農業と漁業は自然環境に大きく依存しており、生産基盤としての良好な自然環境を保全することは産業振興の見地からも極めて重要である。

また、霧多布湿原はラムサール条約登録湿地であり、その自然度の高さは国内外から高く評価されている。そこは、タンチョウをはじめとした貴重な野生鳥獣の重要な生息地となっているほか、ワタスゲやエゾカンゾウなど野生植物も広く分布し、周辺には豊かな森が広がっている。このような優れた自然環境は人類共通の財産であり、その理由の如何を問わず永く後世に伝えて行かなくてはならないものである。

このように、本町は豊かな自然環境を基盤に成り立っている。全ての町民は、この豊かな環境からの恩恵を等しく受ける権利を有し、また将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次世代に引き継ぐ義務を有している。

私たちは環境重視型社会の創出を目指し、地球的視野に立った環境保全、優れた自然と人との共生を図る自然環境保全、心の豊かさが感じられる快適環境の創出などを実現するため、浜中町の環境保全施策の基礎となる環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするために、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭等によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健康で快適な生活を営む上で必要とする環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民のすべての者がそれぞれの責任を認識

し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築するため、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、浜中町の卓越した景観を維持・向上させることに配慮されなければならない。
- 5 環境の保全及び創造は、人類共通の課題である地球環境保全も、町民の健康で快適な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(施策の報告)

第7条 町長は、毎年、町民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにし、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、全ての施策は次に掲げる事項を基本とし、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

- (2) ラムサール条約の規定に基づき、本町に特徴的な自然環境である霧多布湿原や関連する湿地の生態系を、地域の産業や住民の生活が良好に共生できるよう保全すること。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。
- (4) 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。
- (5) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (6) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び基本的施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見を反映し、浜中町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、すみやかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の事業に係る環境への配慮)

第10条 町は、全ての施策を実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造に関して適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、環境の保全及び創造に支障を及ぼす原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 町は、事業者及び町民が環境への負荷の低減のための施設の整備、その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、町民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずることが出来る。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第14条 町は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、公園、緑地その他の公共的施設の整備、その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、緑化の推進、身近な自然環境と個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成その他、潤いと安らぎのある快適環境を創造するために、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第15条 町は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び町民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 町は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する啓蒙普及活動等の推進）

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する学習の推進により、事業者及び町民の理解を深め、その活動意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、前2項に定める環境の保全及び創造に関する学習の推進並びに前項に定める民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第17条 町は、環境の保全及び創造に資するため、湿原等の生態系その他の環境保全に必要な調査研究の推進に努めるものとする。

2 町は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験及び検査の態勢の整備に努めるものとする。

（特徴的な自然環境の保全）

第18条 町は、タンチョウ、エトピリカ等、本町に生息する野生生物の保護管理並びに霧多布湿原や嶮暮帰島をはじめとする湿原や離島、その他本町に特徴的な自然環境の保全及び適正な利用が図られるように努めるものとする。

（良好な景観の形成）

第19条 町は、自然と調和した地域の特性を生かした良好な景観を維持、形成するために必要な措置を講ずるものとする。

（公害の防止）

第20条 町は、町民の健康の保護及び生活環境の保全が図れるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第21条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第22条 町は、町民及び関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

2 町は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国、道及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第23条 町は、地球の温暖化の防止、生物の多様性の保全、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第24条 町は、国、道及び他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術、情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 浜中町環境審議会

(浜中町環境審議会)

第25条 環境行政の総合的かつ基本的事項を調査審議するため、町長の附属機関として浜中町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項

(2) 公害の防止に関する基本的事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、町長に答申するとともに、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第26条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項に定めるほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に参考人等を招致することができる。

3 審議会の委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関等の職員

(3) その他町長が適当と認める者

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、所属委員の互選により決める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

浜 中 町 環 境 基 本 計 画

平成 19 年 2 月策定

平成 19 年 5 月発行

平成 28 年 3 月改定

令和 7 年 3 月改定

発行 浜中町役場
編集 住民環境課環境政策係

〒088-1592

北海道厚岸郡浜中町湯沸445番地

電 話 0153-62-2204

Email kankyoseisaku@town.hamanaka.lg.jp



まずはごみと資源を分別するのじゃ！

小さなことからコツコツとすることが地球環境を守るのじゃ！